公告第44号

入札公告(建築工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年10月13日

分任契約担当官
自衛隊熊本病院
会計課長　古賀　一

1 工事概要

(1) 工事名　：２号館女子便所等改修工事

(2) 工事場所：熊本県熊本市東区東本町１５－１

(3) 工事内容：　本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(建築一式)
便所等改修工事　建築工事　設備工事

(4) 工　期　：令和9年3月31日（水）まで

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
建築工事	D
管	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること （建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
　ア　本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等(管工事施工管理技士2級以上又は建築施工管理技士2級以上)を配置できること。
　イ　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。
　　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　自衛隊熊本病院が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(12) 九州防衛局の管轄内(福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 本件については、競争性の拡大の観点により郵便入札によって実施も可とする。

(2) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町15－1 自衛隊熊本病院　総務部会計課　契約班 担当　　立花 TEL　096-368-5113(内線5246) FAX　096-368-2720(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町15－1 自衛隊熊本病院　総務部管理課　営繕班 担当　　佐藤 TEL　096-368-5113(内線5526)

(3) 入札説明書の交付期間等
　ア 交付期間　令和8年10月14日(水) から　令和8年10月30日(金) まで
　(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
　イ 交付場所
　　3(2)①の担当部局において交付を行う。

(4) 申請書及び資料の提出期限等
　ア 提出期限: 令和8年10月30日(金)午後5時00分まで
　イ 提出方法:　3(2)①の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(5) 入札書の受領期限等
ア 受領期限：令和8年11月25日（水）
イ 提出方法：3 (2)①の担当部局に持参又は郵送等する。
ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所
ア 日 時 ：令和8年11月26日（木）午前11時00分
イ 場 所 ：自衛隊熊本病院 隊員食堂

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金 ：免除
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。
この場合の保証金額は、請負代金の10 分の3以上とする。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査 （以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 ：要
適用する契約条項
ア「談合等の不正行為に関する特約条項」
イ「暴力団排除に関する特約条項」

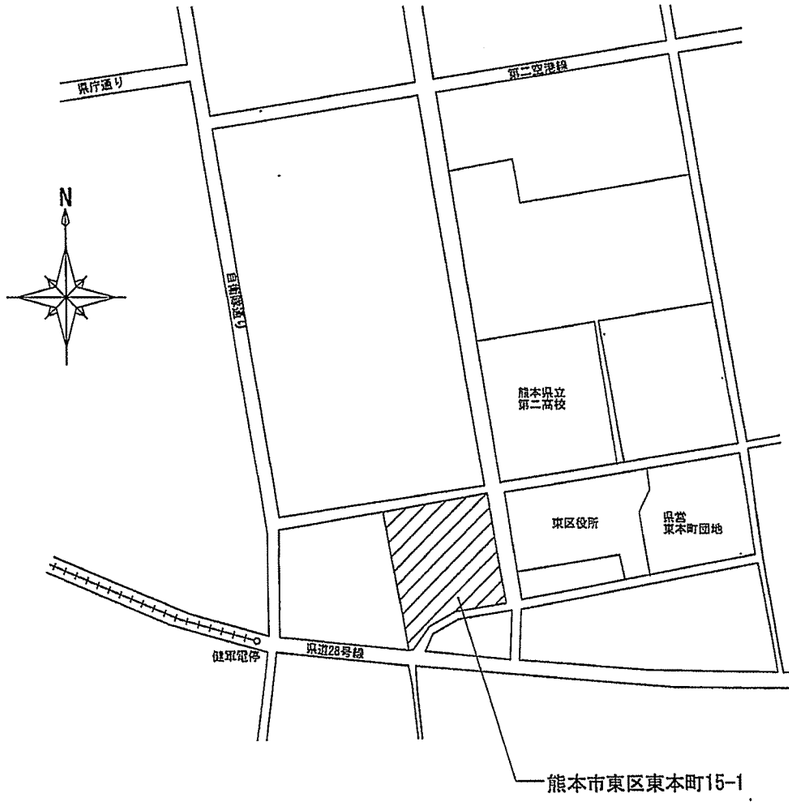
(11) 関連情報を入手するための照会窓口： 上記3(2)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

2号館女子便所等改修工事

【 建築図 】	
A - 00	表紙・図面リスト
A - 01	建築改修工事特記仕様書（1）
A - 02	建築改修工事特記仕様書（2）
A - 03	建築改修工事特記仕様書（3）
A - 04	建築改修工事特記仕様書（4）
A - 05	建築改修工事特記仕様書（5）
A - 06	建築改修工事特記仕様書（6）
A - 07	建築改修工事特記仕様書（7）
A - 08	配置図
A - 09	1階平面図
A - 10	2階平面図
A - 11	2階洗面室平面図
A - 12	2階洗面室断面図
A - 13	2階洗面室展開図
A - 14	建具表・雑詳細図
	【 設備図 】
EP - 01	2号館　2階洗面所廻り　現況配線図
EP - 02	2号館　2階洗面所廻り　器具配線撤去図
EP - 03	2号館　2階洗面所　電気設備図
EP - 04	2号館　2階洗面所　給水・給湯設備図
EP - 05	2号館　2階洗面所　排水設備図
EP - 06	2号館　2階洗面所　換気設備図



【 案内図 】

総務部長	管理課長	営繕班長	施設主任	管財	担当
前畑	福元	津福	濵勝	佐藤	佐藤

自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A1：－ A3：－	製図	担当	承認年月日	図面名 表紙・図面リスト・案内図	図面番号 A－00

Ⅰ 工事概要

工事件名：　2号館2階女医用改修工事

工事場所：　熊本市東区東本町15-1

工事概要：下記による。

項目	区別	構造・規模	設置箇所	延床面積	数量	単位	備考
2号館	改修	CB造2階建	250.88		1	棟	

Ⅱ 建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、

※ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様

（1）特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。

⊙印と⊗印のついた場合は、共に適用する。

（2）特記事項に記載の［ ］内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

（3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

（4）Ⓖ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン調達法」という。）の特定調達品目　[1.4.1]

を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成23年2月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（5）改修標準仕様書又は標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・技法方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

区分	項目	特記事項
① 改修一般共通事項	①総工事費	総工事関係費　[1.5.1] 調査項目 調査範囲　※ 図示　・ 調査方法　※ 図示　・ 総工事数量調査 調査項目　・防水改修　・外壁改修　・設備改修 調査範囲　※ 図示　・　[1.5.2] 調査方法　※ 図示　・ 目視、ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる打診等　・　[1.5.2] 調査内容 （1）コンクリート打放し外壁の場合 （ｲ） ひび割れの幅及び長さを記録に表示する。また、ひび割れ部の早期の有無、漏水の有無及び斜計の測定の有無を調査する。 （ﾛ） コンクリート表面のはがれ及びはく落部を記録に表示する。 （ﾊ） (1)及び(2)の結果を記録し監督官に提出する。 （2）モルタル塗り仕上げ外壁及びタイル張り仕上げ外壁の場合浮き部分を記録に表示する他は、（1）による。 （3）塗り仕上げ外壁の場合 （ｲ） 仕上塗材等の劣化部分、はく落部分等を記録に表示する。 （ﾛ） 既存改修と新規上塗材との適合性を確認する。 （ﾊ） (1)及び(3)以外は、（1）又は（2）による。 調査報告書の提出　（※　部　・　部） 総工調査を行った数量が設計図書に明示された数量と異なる場合は、監督官と協議する。また数量は伐日精算する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　[1.5.3] ※ 図示　・ 破壊部分の状態（躯体）に復する。
	②適用基準等	※ 公共建築工事標準書式　・
	③総工事条件	※ 現場説明書による。　[1.3.5] ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事を行わない。 ただし、設計図書に定めのある場合は又はあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。
	④技能士	※ 適用する　・ 適用しない　[1.6.2] （工事種目／技能検定職種／技能検定作業）

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ｸﾛﾛﾌﾟﾚﾝ系塗膜防水工事作業　シーリング防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業　ゼット系防水工事作業 合成ｺﾞﾑ系シート防水工事作業　ＦＲＰ防水工事作業 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ･ﾄｰﾁ工法防水工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	ルーフ施工	ルーフ工事作業
外壁改修工事	耐震接着注入施工	耐震接着耐注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	ｻｯｼ施工	ビル用ｻｯｼ施工作業
	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業
	自動ﾄﾞｱ施工	自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	建築大工	大工工事作業
	内装仕上施工	床貼下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
	内装仕上施工	ﾌﾛｱﾀｲﾙ系床仕上工事作業　ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業
	表装	壁装作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
	とび	とび作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業

なお、各工事項目において可能な工事は、予め監督官へ確認の上、省略することが出来る。

区分	項目	特記事項
① 改修一般共通事項	⑤安全衛生	改修標準仕様書（1.3.7）、（1.3.9）、（1.3.10）による。工事中、各設備等に損害を与えた場合は受注者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損害を与えた場合には、受注者の責任において補償すること。 受注者は、総工にあたり、次の措置を講ずること。 ア 総工計画の作成にあたっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の検討について慎重に検討し、総工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、総工すること。特に、総工段階の少ない工法の区設については、全社的な管理の下で総工の安全を検討、確認の上、工事を行うこと。 イ 総工にあたっては、総工条件を工事関係者十分に記載させるとともに作業員等に対して安全教育」を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底すること。
	⑥工事実績情報の登録	請負金額が６００万円以上の工事については登録する。　[1.1.4] 登録期間：標準仕様書1.1.4による 登録先：（財）日本建設情報総合センター
	⑦材料の品質等	[1.4.2] 本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の１）～８）の事項を満たすものとする。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産設備及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給が可能であること。 ４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外観検討が良好する資料等の写しを監督官に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りでない。 また、商号類に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督官の承諾を受けること。 軟材等、フローリング又は育生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督官に提出する。
	⑧材料の検査	⊙実施する　・実施しない　[1.4.4] 検査を行うもの （ ・鉄材 ・コンクリート ・鉄筋 ・鉄骨 ⊙監督官が指定したもの（主材料のみ））
	⑨特別な材料の工法	改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	⑩仮出ガス対策型暖房機器の取扱いについて	※ 適用する　・適用しない 本工事において、下表に示す暖房機器を使用する場合は仮出ガス対策型暖房機器を採用するものとする。ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で排出ガス規制を受けているものは除く。 なお、仮出ガス対策型暖房機器とは、「仮出ガス対策型暖房機器指定要領」（平成21年10月8日暖房委員機発第249号）に基づき指定された仮出ガス対策型暖房機器、平成７年度暖房機器評価制度分算課題「暖房機器の仮出ガス浄化暖房の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発暖房設備の技術審査証明事業により評価された仮出ガス浄化暖房を採用した暖房機器をいう。 ただし、仮出ガス対策型暖房機器を使用できない場合は、別途監督官と協議するものとする。

種別	備考
バックホウ トラクタショベル（油圧式） ブルドーザ 発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット （以下に示す各種工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋲打圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW以上260KW以下）を搭載した排出機械に限る。

区分	項目	特記事項
	⑪低騒音型建設機械	低騒音型・低振動型建設機械の使用について 本工事の施工に当たっては、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止する必要があることから、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。
	⑫設備工事との取り合い	施工図面 図示した型枠上げ材、下地材の切り込み及び下地材の種類 ※ 含む　・ 含まない 図示した天井仕上げ材、下地材の切り込み及び下地材の種類 ※ 含む　・ 含まない 盤類設置が電動による扉具の二次配線及びその操作スイッチ ※ 含む　・ 含まない　・ 図示による 自動閉鎖設備取り付け箇所の切り込み及び補強 ※ 含む　・ 含まない　・ 図示による 図示した鉄筋コンクリート部のスリーブ等開口部処理種類 ※ 含む（スリーブは含まない）　・ 図示による 施工図 設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出して、監督官の承諾を受ける。
	⑬施工計画書及び施工図	施工計画書　(1.2.2) 品質計画、一工程の施工の種類を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、各種工事の施工に先立ち作成し、監督官に提出する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 施工図等　(1.2.3) 施工図等を各種工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。 次のものを監督官に提出する。

分類	規格	部数	備考
着工前	サービス版（カラー）	各1部	電子記録媒体をメールにて報告すること
工事中		アルバム張付け	
完成時	外部四つ切り 内部キビ版（カラー）		

電子記録媒体（CD－R等）で提出する場合は下記による。

総画素数	８０万画素以上
ファイル形式	ＪＰＥＧ
ビューワー（閲覧ｿﾌﾄ）もつけること。	

（社）公共建設協会「工事写真の撮り方（改訂第２版）」建築編を参考に監理する。

区分	項目	特記事項
① 改修一般共通事項	⑭設計図の製本等	契約時及び設計変更契約時に下記の設計図を監督官に提出する。

設計図	製本	部数
※ 設計図(A1原図)	A－4図製本	部
	ニつ折り製本（A2版）	部
	A－4折り	部
※ 設計図の縮小版	A－3図原図	部
	ニつ折り製本（A1版）	部
	A－4折り	1 部

	⑮火災保険等	加入し、証券の写しを監督官に提出する。
	17完成時の提出図書	※ 作成する　・ 作成しない 完成図（原図サイズ　）　[1.8.1～2]［表 1.8.1］ 完成図の種類　[1.8.2] （種類／記入内容）

種類	記入内容
配置図及び案内図	建築物等の配置図
各階平面図	室名、附属室
各立面図	外装仕上げ
仕上表	屋外、屋内の仕上げ

完成図の縮尺等
※ 改修標準仕様書 1.8.2(b)(1)による。
・
CADデータの受け
・受ける　※ 受けない
完成図CADデータ（不要）
ファイル形式　※ DXF　・ JWW　・
電子記録媒体　・ CD－R
竣工図及び竣工計画書の提出について
a 竣工図及び竣工計画書として、次のものを図出する。　[1.8.2]
鉄筋配筋図（納まり図含む）
コンクリート躯体図
鉄骨製作図
鉄筋製作図
その他、監督官が必要と判断するもの
b 本工事に係る竣工図の寄存者の指利は、当該設備における使用に限り、発注者に帰属するものとする。
c 提出部数は、竣工図の図面及びその複製成等図（1部）とする。ただし、製作図で部図として提出が出来ないものは、原図にかわるものとしてよい。
d 設備機器の位置、取り合い等が狭けできる竣工図を提出して、監督官の承諾を受ける。 |
	18保全に関する資料	保全に関する資料（提出部数　※ 3部　・　部）作成する　・ 作成しない　[1.8.1][1.8.3]
	19図面対応に関する資料	作成する　・ 作成しない 対象図の種式 原図　※ ケミカル和紙 1 部　・ 青焼　・ 1部　※ 3 部 内容　案内図、配置図、平面図、内外仕上表、その他監督官との協議による 対応図は、工事完成後速やかまでに提出するものとする。
	20竣入れ各種調整	1．竣工体制台帳の提出及びその内容のヒヤリング ① 予算決算及び会計令（昭和２２年政令第１６５号。以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく図価を下回る図価で落札した場合においては、発注者は竣図調整の求めに応じて、竣工体制台帳を提出しなければならない。 ② ①の書類の提出に関して、その内容のヒアリングを竣図調整から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。 2．竣工計画書の内容のヒアリング 予決令第８５条の基準に基づく図価を下回る図価で落札した場合においては、改修標準仕様書に基づく竣工計画書の提出に関して、その内容のヒアリングを契約図官官から求められたときは、受注者の責任者はこれに応じなければならない。
	21入門手続等	入門の手続は、口開庁各地及び来業各地の特別定に従うものとする。
	⑰事故報告	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事故報告書を提示する期日までに、監督官に提出しなければならない。
	㉒工事関係書類の適正な管理について	工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の図出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。 なお、工事関係書類とは、設計図書、竣工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本文図等で作成する書類の一切をさむものもとする。
	24電子納品	※ 実施する　・ 実施しない 電子納品とは、図面及び竣工計画書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの長期成果を電子媒体に格納する納品をいう。 なお、成果物は「建設工事に係る電子納品等要領（案）」（平成16年9月1日）による電子データを２セット提出するものとする。
	㉓発生材の処理等	受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という）その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達（平成14年5月30日））、「建設工事における再生資源の活用について（通知）」（建設課第44号、21.6.24）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 ・分別解体等の方法

工種	作業内容	分別解体等の方法 手作業	手作業、機械作業併用（切断）
躯体工事	建設設備の取り外し	⊙	・（※ 図示　・　）
	内装材等の取り外し	⊙	・（※ 図示　・　）
	屋根ふき材の取り外し	・	・（※ 図示　・　）
	外装材の取り外し	・	・（※ 図示　・　）
	上部建造部分の取り壊し	・	・（※ 図示　・　）
	基礎の取り壊し	・	・（※ 図示　・　）
	基礎杭の取り壊し	・	・（※ 図示　・　）
	その他（　）	・	・（※ 図示　・　）
地盤工事 解体 撤去部	造成等の工事	・	・（※ 図示　・　）
	基礎の工事	・	・（※ 図示　・　）
	基礎杭の工事	・	・（※ 図示　・　）
	上部建造部分の工事	・	・（※ 図示　・　）
	外装の工事	・	・（※ 図示　・　）
	屋根の工事	・	・（※ 図示　・　）
	建築設備工事	⊙	・（※ 図示　・　）
	内装等の工事	⊙	・（※ 図示　・　）
	その他（　）	・	・（※ 図示　・　）

・特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分

特定建設資材廃棄物の種別	現場から受入場所までの運搬距離	受入場所での受入時間帯	受け入れ費用	発生概数量
・コンクリート	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・コンクリート及び混ぜらなる建設資材	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・木材	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示
・アスファルト・コンクリート	km	AM8:00～PM5:00	円/	図示

1 改修一般共通事項		・特定建設資材廃棄物以外の建築廃棄物の処分

特定建設資材廃棄物の種別	現場から受入場所までの運搬距離	受入場所での受入時間帯	受入費用	発生概数量
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				

・仮置き等の条件（　）
・提出書類等
「建設リサイクル法」第１２条の基づく計画書及び再資源化等を予定している建設の許可証の写しを建設現場あてに提出し、説明を行うとともに、同法第１３条に基づく契約書記載事項の協議を行う。
①材体工事においては、解体する建設物等の概造
②仮設工事等においては、使用する特定建設資材の種類
③工事業年の月別及び工程の概要
④分別解体等の計画
⑤解体する建設物等に用いられた建設資材量の見込み
建設リサイクル法第１８条に基づく報告書を監督官に提出し、報告を行う。
①特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
②特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
③特定建設資材廃棄物の再資源化等の再資源化に要した費用
マニフェストの写しを監督官へ図出する。
建設リサイクル法及び関係法令に係る提出以上の記録、帳図、改修等工事である場合、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、竣工計画書に記載する。
変更に係る協議
本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。
現場において再利用するもの（　）　[1.3.6]
特別管理産業廃棄物　（・ 固石綿 ・ PCB含有物 ・　）　[1.3.6]
引き渡しを要する発生材　（・ 金属材 ・ PCB含有物 ・　）　[1.4.1]
引き渡しを要する発生材は、部材の選み及び重量計測を行った後、現内指定場所（ 0.8km）に
発散防止処理を行い集積すること。
化学物質を放散させる図装材料等
本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の１）①～４）を満たすものとする。
１）①合板、木質系フローリング、保温用パネル、高床材、単板図層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質材料、エリア図図板、図板、接着剤、図合材、壁図材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、建設基準法施行令第20条の７に定める第一種、第二種及び第三種のホルムアルデヒド発散図装材料以外の材料の使用を基本とし、図示する材料がない場合は、発散第１項第２号への適合を有図した上で三種ホルムアルデヒド発散図装材料を使用する。
アセトアルデヒド及びスチレンについて、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか発散が図めて少ない材料を使用する。
１）②家具、書類、実験台その他の什器等は、①に内げる材料を使用している場合には、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が図めて少ない材料を使用したものとする。
２）接着剤、塗料は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
３）木材保存剤（木材の防図・防蟻等処理用薬剤）は、クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない有機リン系の薬剤を使用する。又、加圧式防図・防蟻等処理を行った木材は十分に乾燥した後に現場へ搬入する。　[1.6.6]
４）接着剤は、可図剤（ワクル図ジ－ルーブチル及びワクル図ジ－２－エチルヘキシルを含有しない図 | |
| | 26現場への記載 | | |
| | 27化学物質の濃度測定 | ※ 測定する　⊙測定しない
化学物質の濃度測定方法
２ 測 定
作成する　・※ 作成しない
１）測定対象室の室内空気中の化学物質の濃度測定は、パッシブ形の採取機器を使用して行い、測定経図濃度は厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とする。
２）測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し、対処法を監督官に報告し対応する。
３）対処方法を図じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。
４）２）の対処方法を講じる図間は、測定を実施した室以外も含て行うものとする。
５）濃度測定は、測定対象化学物質全てを図時に測定する。
６）中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は設備試運転終了後、設備の定制した状況で測定する。
７）局所的な換気図等で常時稼動させないものは停止させたままとする。
８）測定する図は、室気の吹き出し口をさける。
厚生労働省の指針値 |

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値
ホルムアルデヒド	0．08 ppm （ 100 μg/m3 ）
トルエン	0．07 ppm （ 260 μg/m3 ）
キシレン	0．20 ppm （ 870 μg/m3 ）
エチルベンゼン	0．88 ppm （3，800 μg/m3 ）
スチレン	0．05 ppm （ 220 μg/m3 ）

３ 測定方法
① ３０分図換気
測定対象室の全ての窓及び図（造付家具、押入等の収納部分の図を含む）を図装し３０分図換気する。
② ５時図閉図
①の後、測定対象室の全ての窓及び図を５時図閉図する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の図は図装したままとする。
③ 測定
測定は次のイ～ニによる。
イ ②の状態のままで測定する。（その他の図口部を図放する場合は監督官の指示による。）
ロ 測定時間は、原則２４時図とする。
ハ 測定位置は、下２ 測定 8）の位置をさけ対象室の中央付近の凡から 1.2～1.5mの高さで測定を行う。
ニ 測定図数は１図とし、複数図の測定は不要とする。
注）１：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼動させたままとする。ただし、局部的な換気図等で常時稼動させないものは停止させたままとする。
２：測定位置を特定する図、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系図材を図台等に使用することは、その装飾の影響を受けることが想定されるため使用しないものとする。
４ 測定対象室及び測定箇所数（対象室は、各床面上の図置及び常時換気をしない室座、倉庫等とする） |

測定対象装図名	測定対象室名	測定対象室面積・測定箇所数		測定対象室数
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室
		㎡	箇所	室

測定対象室内の測定箇所数は、次表による。

室の床面積A（㎡）	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

工事名称	2号館女子医師等改修工事	図面番号	A-01
図面名称	建築改修工事特記仕様書（1）	図面縮尺	

自衛隊熊本病院総務部管理課　令和 8年 10月

1 改修一般共通事項

28 建設基準法に基づき定められた区分等

基準図 (Vo= 34 m/s)
地表面粗度区分＝（・Ⅰ ・Ⅱ ◎Ⅲ ・Ⅳ）
積雪区分 平成12年建設省告示第1455号 別表（　　）

29 六価クロム溶出試験

※行う ・行わない

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工程について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果が環境省基準（0.05 ppm）を超えないことを確認し、試験結果（計量証明書）を提出する。
なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとする。
また、土質条件、施行条件等により試験方法該当数に変更が生じた場合は監督官と協議する。

工　種	工　法	配合設計段階抜体数

30 工事の一時中止

現場管理計画書の作成
1） 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、現場管理計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の詳細に関すること、中止に伴う工事現場の休制の縮小と再開に関することなど工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
2） 工事の施工を一時中止する場合は、工事の技行に備え工事現場を保全すること。

31 工事監理業務

工事監理業務の有無
・有り ・無し

32 工事連絡会議

工事連絡会議の設置
・設置する ・設置しない
（1）本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事量不前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の、促進等に関することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。
（2）会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地踏査等の完了後、速やかに連絡・調整事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。
また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催することができる。
（3）受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を原則とする。
（4）会議においては、工事の現況・課題改等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者1人/回/O回、担当技術者（OO担当1人/回/O回、OO担当1人/回/O回））については、本工事に見込むものとする。
（5）会議の開催場所 ※臨本防衛実務 ・工事監督官事務所 ・（　　）
注）（4）は工事内容に応じて、設計業務受注者を参加させる場合に適記

33 迅速対応指針

1 この工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。
「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、翌日回答が回避な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
2 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。
3 受注者は計画工程を作成すること。作成にあたっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。
4 受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

34 技術検査

1 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定する中間技術検査の対象工事と
・する。 ※しない。
2 中間技術検査は、原則として、次に示す施工段階において、◎印実施するものとする。

対象工種等	実施時期
・	・ 基礎掘削前
・	・ 配筋完了時（コンクリート打設前）
・	・ 躯体完了時
・	・ 仕業建方完了時

3 中間技術検査の実施時期は、検査の3週間前までに監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。
4 受注者は、発注者が中間技術検査において確認した箇所であっても、その後、監督官又は完成検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示によるものとする。

35 工事現場管理

施工体制台帳等の適正な整備について
（1） 受注者は、建設業法24条7に該当する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可票」及び「契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。
なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
（2） 受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下請負人の当該技術者を含む）及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。
なお、名札の様式例は次のとおり。

監理（主任）技術者
写真（2 cm×3 cm 程度）
氏 名 ○○ ○○
工事名 ○○○○○○○○○○工事
工 期 自○○年○○月○○日
至○○年○○月○○日
会社名 ○○○○建設株式会社 印

注）1 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
2 所属会社の社印（登録済のもの）とする。

（3） 建設業退職金共済制度については、加入状況の分かる書類の写しを添付する。また、加入の必要がない場合は理由書を添付すること。
（4） 労災保険・労働保険・雇立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が分かる書類の写しを添付すること。
（5） 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係成立の届出の現場掲示状況の写真を添付すること。

36 公団員宿舎の外壁改修工事の施工計画

入居中の団舎の外壁改修工事に当たっては、入居者への環境配慮の一環として、用困窓しく仕上面いずれか一方の開口部が改修工事中に必ず開放可能となるよう、工事施工計画を行う。
なお、片開開放期間中については、工事作業足場は設置しないものとする。

37 技術提案の履行の確認

※ 受注者は、入札時に提示した技術提案（工事企画の施工計画、技術提案、地元企業を下請に採用の予定状況及び関連な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理し、監督官に提出するとともにその内容及び実施方法等について説明を行うものとする。
また、受注者は、総合評価計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了都に監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。
・実施しない

38 施工事

施工事の適用
・する ◎しない

39 その他

② 仮設工事

① 監督官事務所

[2.4.1]
・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。）
◎設けない

② 工事用水及び工事用電力

電気（1KW）・水（1立米）については、部外無料会の徴収を実施する。（）内数値数量とする。

③ 足場その他

内部足場 種別 ※脚立、足場板等 ・ [2.2.1] [表2.2.1-2]
外部足場 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種
防護シート ・設置する
仕様（　　）
材料、搬出材などの運搬方法
・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.4]
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「施工やすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

④ 既存部分の養生

既存部分の養生方法 ※ ビニルシート等 ・ [2.3.1]
既存家具等の養生方法 ※ ビニルシート等 ・
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ・行う
仕様（　　）
固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）

5 仮設間仕切

・設けない [2.3.2]
・設ける（下記種別による。） ・図示による
仮設間仕切り等の種別

種別	下地	材質	充填材	塗装
・A種	・木下地	※ せっこうボード（※ 9.5mm ・　　）	厚さ mm	・片面
・B種	※ 軽量鉄骨	・合板（※ 9mm ・　　）		・無し
※C種	既存下地	防炎シート		
仮設扉	※ 木製扉	※ 合板張り程度 ・		・無し
	・鉄製扉	※ 片開フラッシュ程度 ・		・有り

充填材 ※グラスウール ・
塗 装 ・EP－G ・EP ・図示による

6 指定仮設

※ 図示及び現場説明書による

7 発生シート

※ ネット状発生シート（防炎Ⅱ類）

③ 防水改修工事

1 開口等に対する発生方法（ふかし共）

※ 改修標準仕様書3.1.3(a)(1)～(3)による。 [3.1.3] [3.8.3]
・

2 既存防水層の下地補修

アスファルトの種類 [3.2.2] [3.3.2]
※ JIS K 2207 3種 ・
既存下地の補修箇所、範囲、数量等 [3.2.6]
※図示 ・
・設ける（・POAS ・POAS1 ・POD ・POD1 ・POS ・POS1 ・POX） [3.2.5]
・行う （・M4AS ・M4AS1・M4C ・M4D1 ・L4X） [3.2.6]

3 改修用ドレン

4 既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去

5 アスファルト防水

[表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3~10]

施工箇所	工法	種別
・図示 ・	・P1B	※B－2 ・B－1
・図示 ・	・P1B1 ・T1B1	※B1－2 ・B－1
・図示 ・	・P2A1	※A1－2 ・A1－1
・図示 ・	・P2A'	※A－2 ・A－1
・図示 ・	・M4C	※C－2 ・C－1
・図示 ・	・M3D ・POD	※D－2 ・D－1
・図示 ・	・POD1 ・M3D1 ・M4D1	※D1－2 ・D1－1
・図示 ・	・P1E ・P2E	※E－2 ・E－1
・図示 ・		
・図示 ・		

アスファルトの種類 「2 既存防水層の下地補修」による。
絶縁用付改質アスファルトルーフィング及び改質アスファルトシーティングシート（JIS A 6013） [3.3.2]

種別	材質	厚さ(mm)
絶縁用付改質アスファルトルーフィング	※ 非露出使用防水用 R種 ・	
改質アスファルトシーティングシート	※ 露出単層防水用 P種 ・	

押え金物 [3.3.2]
※ アルミニウム製 L－30×15×2.0(mm)
・既製品
断熱材 [3.3.2]

工法	種別	厚さ(mm)
P0D1, M3D1, M4D1	※ ルーフィング製造所による ・	
P1B1, P2A1, T1B1	※ JIS A 9511の押出法ポリスチレンフォーム⑧ ・	・25 ・50

絶縁用シート [3.3.2]

工法	種別	備考
P1B, P2A	※ ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 ・	
P1B1, P2A1, T1B1	※ フラットトーシロン(7kg/m2程度) ・	

P1E, P2Eの保護層 ・図示による ・設ける [3.3.3]
溶接金網 JIS G 3551 鉄線径 6mm 網目寸法 100mm [3.3.2]
目地 改修標準仕様書3.3.2(d)及び表3.3.1による [3.3.2]
・アンカータイプ ・付着型ﾀｲﾌﾟ
保護コンクリート [3.3.2]
・改修標準仕様書3.2.2(e)による ・
立上がり部の保護の方法
・れんが押さえ
・コンクリート押さえ
粗骨材の最大寸法 ※ 25mm ・
設計基準強度 ※ 18N/mm2 ・
スランプ ※ 15cm ・18cm ・
・既式保護材
・窯業系ﾊﾟﾈﾙ：無石綿の繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの。
・ 金属被合板：金属板と断熱を複層一体化させたもの。

種類		・窯業系ﾊﾟﾈﾙ －I種	・窯業系ﾊﾟﾈﾙ －II種	・金属被合板
寸法(mm)	厚さ			
	幅			
	長さ			
スパン 50cmにおける単点荷重1cmのたわみｾﾝﾀｰ	試験体数	3体	3体	3体
	曲げ強度	500N・cm以上	450N・cm以上	200N・cm以上
	接着剥離荷重 時	400N・cm以上	320N・cm以上	250N・cm以上
吸水率(%)		20以下	20以下	1以下
乾水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
防火性能		不燃	不燃	表面材は不燃
スパン40cm幅30cmの中央自げ時に荷重120Nの時、たわみが4mm以下となる剛性				800N/m・cm2以上 剛性=E×I
耐衝撃性	おもり重量	1000g	500g	500g
	落下高さ			1/100以下
	最大変形量			加圧時 4/100以下
		高さ1.0mから試験体の背点部におもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。		
耐凍結融解性能		上記試験行が快、著しい割れや剥落がなく、外観上異常がないこと		
出荷時の含水率		10%以下を確保すること。		
寸法の許容差(%)		厚さ：－5～＋10、幅：±1		

仕上塗料塗り ・シルバー ・カラー

3 防水改修工事

6 改質アスファルトシート防水

防水層の種別（JIS A 6013 による） [表3.1.1] [3.4.2~3] [表5.4.1~2]

施工箇所	防水改修工法 種別	種別	材質			厚さ(mm)
・図示 ・	・M4AS ・	・AS-1	下露用	※ 非露出単層防水用 R種 ・		
			上露用	※ 露出単層防水用 R種 ・		
		・AS-2	※ 露出単層防水用 R種 ・			
		・AS-3	※ 露出単層防水用 R種 ・			
・図示 ・	・M3AS ・POAS	・AS-4	下露用	※ 非露出単層防水用 R種（特殊屋付【部分接着型】シート） ・		
			上露用	※ 露出単層防水用 R種 ・		
		・AS-5	※ 露出単層防水用 R種 ・			
		・AS-6	※ 露出単層防水用 R種 ・			

下地に部分的に増張又は増張する場合 [3.4.4]
・トーチ工法 ・常温（粘着）工法
仕上塗料塗り
・シルバー ・カラー

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[表3.1.1] [3.5.2~3] [表3.5.1]

施工箇所	防水改修工法 種別	種別	厚さ(mm)	仕上塗料	使用分類
・図示 ・	・POS ・S4S	・S-F1	※ 1.2 ・	・ﾀｲﾙ ・ｼｰﾘﾝｸﾞ ・	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-M1	※ 1.5 ・		
		・S-F2	※ 2.0 ・		
		・S-M2	※ 1.5 ・		
		・S-M3	※ 1.2 ・		
・図示 ・	・S3S	・S-F1	※ 1.2 ・	・ﾀｲﾙ ・ｼｰﾘﾝｸﾞ ・	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-F2	※ 2.0 ・		
・図示 ・	・M4S	・S-M1	※ 1.5 ・	・ﾀｲﾙ ・ｼｰﾘﾝｸﾞ ・	※ 非歩行 ・軽歩行
		・S-M2	※ 1.5 ・		
		・S-M3	※ 1.2 ・		
・図示 ・	・POS1	S1-F1	※ 1.2 ・	・ﾀｲﾙ ・ｼｰﾘﾝｸﾞ ・	※ 非歩行 ・軽歩行
	・S4S1	S1-M1	※ 1.5 ・		
	・S3S1	S1-F2	※ 2.0 ・		
	・M4S1	S1-M2	※ 1.5 ・		
		S1-M3	※ 1.2 ・		

絶縁用シート ※ 発泡ポリエチレンシート [3.5.2]
・
断熱材⑥ [3.5.3]
・既製品発泡ポリエチレンフォーム 厚さ（ ）cm
・押出法ポリスチレンフォーム⑧ 厚さ（ ）cm
・
既存防水層下地がPCコンｽﾄﾗｸﾄ部材の場合 [3.5.4]
目地除理 ・行う（工法 ）
増張り ・行う（S-F1の場合） [3.5.4]
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 28 建築基準法に基づき定められた区分等による

8 建具防水

[表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1]

施工箇所	工法	種別
・図示	・POX	※ X－1 ・
・図示	・L4X	※ X－2 ・

仕上げ塗料塗り ・シルバー ・カラー
既存建具防水層表面の仕上げ塗料の除去 ・デッキで水洗い ・高圧水洗浄

9 設備機器

※ 設ける [3.3.3] [3.4.3] [3.5.3] [3.6.3]
・ POS工法のS-F1, S-F2, S-F3 ・M3D ・POD ・POD1 ・M3D1
・M4D1 ・M3AS ・POAS ・S4S ・S3S ・POX ・L4X ）
平部脚部貫通型 材質 ・ステンレス製（設置数量：※図示による）
・
立上がり脚部貫通型 材質 ・ステンレス製（設置数量：※図示による）

10 シーリング

シーリング改修工法の種類 ・ [3.1.4] [表3.1.2]
・シーリング充填工法 ※ シーリング再充填工法
・増張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
シーリング材の種類、施工箇所 [表3.1.2] [3.7.2] [4.2.2] [表3.7.1]

施工箇所	シーリング寸法	目地寸法	種別
・外部打継ぎ目地	20以上×10		PU－2
・外部縦目地	20以上×10		PU－2
・			

ブリッジ工法 ﾎﾞﾝﾄﾞﾌﾟﾚｰﾄ張り ・適用する [3.7.7]
ｽﾀﾝﾄﾞｵﾌ材張り ・適用する
接着性試験 [3.7.8]
※ 簡易接着性試験
・ 引張接着性試験 （部位： ）

11 防水の保証書

防水工事（アスファルト防水・改質アスファルト防水・合成高分子ルーフィング防水（絶縁防水）の保証期間は１０年とし、製造者、施工者及び受注者の三者の連名による保証書を監督官に提出する。

12 塗い

といの材質 [3.8.2] [表3.8.1]
※ 硬質ポリ塩化ビニル管（ ・VP ※HF-VP ⑥）
・配管用炭素
・
雨誘口 ※ 有り ・無し
ルーフドレン ・ろく屋根用（ ・鉛製 ・銅製 ） ・
・
鋼管誘といの防食色 ・改修標準仕様書表3.8.4による [3.8.3] [表3.8.4]
※図示による
たてどい受金物の取付け [3.8.3] [13.5.3]
※ 図示 ・改修標準仕様書 表3.8.2による

工事名称	2号館女子医所等改修工事	図面番号	A-02
図面名称	建築改修工事特記仕様書(2)	図面縮尺	
自衛隊熊本病院総務部管理課		令和 8年 10月	

3 防水改修工事

12 アルミニウム製笠木

種類	板厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
・200形	※1.6以上	※ A-1又はB-1	固定方法及び間隔は施工計画書(品質計画)で定めたもの	隅角部及び突起たり部等の設物は試造版の仕様による。
・250形	※1.6以上	・B-2(　　)		
・	・			

工法 [3.9.3]
下地補修の工法　※ 図示　・
　仕様(　　)
折曲げ部の笠木の取付方法
　※ 図示　・
笠木の固定金具の工法
　設置各地域に基づき定める風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
　設置各地域に基づき定められた区分等は　1　改修一般仕様本項　2.6　設置各地域に基づき定められた区分等による

14 長尺金属板葺 (13.2.2)(13.3.3)(表13.2.1)

改修工法	屋根葺形式	長尺金属板の種類	板厚(mm)
・ルーフ工法	・瓦棒葺き	・塗装溶融亜鉛めっき鋼板	・0.4
・葺替え	・折板葺き	※ 塗装溶融55%アルミ-亜鉛合金めっき鋼板	・0.6
	・	・	・

折板葺き
形式　・はぜ締め形　・重ね形　・かん合形
取付区分　・はぜ巻方式　・ボルト方式
吊金具間　・有り　・無し
山高(mm)　・　・図示
山ピッチ(mm)　・　・図示
タイトフレーム・けらば納めは試造版の仕様とする。
なお、タイトフレームの取付は、受具に該当溶接接合とする。溶接は、タイトフレームの立上り部分の縁から10mm許して、底部両側を該当溶接する。溶接サイズは、タイトフレームの立ち上がりの板厚と同寸法とする。
図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

15 金属板張り

形式	材料	板厚(mm)
※ 長尺角波鉄板張り	・塗装溶融亜鉛めっき鋼板	※0.4
・サイディング張り	※ 塗装溶融55%アルミ-亜鉛合金めっき鋼板	・
	・	

留め付け金具　ドリルビス止め(φ 6×35cmパッキン付)
ビスの材質　※ 塗粉メッキ　・ステンレス製
ビスの間隔　上下端部及び開口部上下は各ぎこと、中央部は1ぎことよする。
図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

16 その他屋根葺き工法
工法：図面に定めのない工法の仕様は専門工事業者の仕様による。

17 施工保証書
専門業者の責任施工とし、施工保証書を提出する。保証期間は10年以上とし、製造所、施工者、請負者三者連名による保証書を2部提出するものとする。

4 外壁改修工事

1 総則
既存外壁の仕上材確認 [9.3.3]
・有り(総則　※ 図示　・　　)

2 可とう性エポキシ樹脂

性能	常態特性	低温性	加熱変化	引張り接着性
引張り強さ	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	最大引張応力 1.0N/mm2
伸び	30%以上	30%以上	30%以上	破断時の伸び 17.0%以上

比重　既存値±0.10
押出し性　60秒以下
スランプ　3.0cm以下
加熱減量　5.0%以下
a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.対象とする建築体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c.常温・常湿(温度 5℃~35℃、湿度45%~85%)において試造所の指定する期間又は試造後6ヶ月間保存した状であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

3 パテ状エポキシ樹脂 [4.2.2]

初期硬化性(硬脆)	接着強さ(硬脆)	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm2以上	6.0N/mm2以上	50.0N/mm2以上	30.0N/mm2以上	3%以下

a.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.対象とする建築体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
c.常温・常湿(温度 5℃~35℃、湿度45%~85%)において試造所の指定する期間又は試造後6ヶ月間保存した状であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。
d.試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。

4 タイル部分張替え工法用接着剤(変成シリコーン樹脂、ウレタン樹脂)
適用箇所　張替え面積が比較的小さく、下地モルタルが健全な箇所に用いる。
樹脂の種類　変成シリコーン樹脂、ウレタン樹脂 [4.2.2]

接着強さ	種類	低温硬化	7days水	冷却水中浸漬後	動的化
強度(N/mm2)	0.60以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上	0.40以上
試験破壊率(%)	75%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
・硬化物性	種類	高型	低型	7days水	動的化
引張強さ(N/mm2)	0.60以上	0.60以上	0.60以上	0.40以上	0.40以上
伸び(%)	35%以上	35%以上	35%以上	25%以上	25%以上

貯蔵安定性　容積と粘度に著しい変化がないこと。
耐熱性　JIS A 6857に準じた試験において80℃で4週間、1kgおもりで安定していること。
a.外観は、均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
b.タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
c.「科学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく特定科学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d.常温・常湿(温度20±1.5℃、湿度65±20%)において試造所の指定する期間又は試造後6ヵ月間保存しても、上記の品質性能に適合していること。
e.すべり抵抗性があること。
f.目地材被接時の目地が容易なように色が明瞭であること。

5 エポキシ樹脂モルタル

曲げ強さ	圧縮強さ	曲げ強さ
1.0N/mm2以上	20.0N/mm2以上	10.0N/mm2以上

[4.2.2]
a.ここで塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
b.均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
c.「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
d.形状に異常がなく、ただれが生じないこと。
e.常温・常湿(温度20±1.5℃、湿度65±20%)において試造後6ヶ月保存しても上記の品質性能に適合していること。

6 ポリマーセメントモルタル
ポリマーセメントモルタルの種類
合成ゴム系、アクリル系、エチレン一酢ビ系等 [4.2.2]

曲げ強さ	圧縮強さ	接着強さ(N/mm2)		
(N/mm2)	(N/mm2)	標準時	湿潤時	低温時
6.0以上	20.0以上	1.0 以上	0.8 以上	0.6 以上

表面状態　ただれの下がり量は 5mm以内とし、ひび割れが発生していないこと。
透水性　表面の濡れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常圧において試造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

7 ポリマーセメントスラリー [4.2.2]

広がり速度(cm/s)	長さ変化率(%)	引張接着性(材齢28日)	曲げ性能(材齢28日)	吸水性(72時間)	耐久性(引張曲げ強さ)
3 以上	3.5以下	0.5N/mm2以上	5.0N/mm2以上	15%以下	5.0N/mm2以上

保水係数　0.35~0.65
粘稠係数　0.50~1.00

8 既製調合モルタル [4.2.2]

保水率(%)	単位容積質量(kg/l)	接着強さ(N/mm2)		長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)
		標準時	温冷繰返し後		
70.0以上	1.80以上	0.60以上	0.40以上	0.20以下	4.0以上

9 防水剤 [6.15.3]
防水剤の種類は建築用モルタルに用いるセメント防水剤とする。
耐塩性のひび割れ及びそりがないこと(JIS R 5201規定9)
混合割合　セメント重量の6%以下(JIS A 1404)
吸水比　65%以下(JIS A 1404)
透水比　80%以下(0.1MPaとして1時間行う)
凝結時間(JIS R 5201規定)　始発時間1時間以上、終結10時間以内
曲げ及び圧縮強度比　70%以上(JIS A 1404)
試験方法は(　)による

10 吸水調整材 [4.2.2]
改修標準仕様書 表4.2.2による。

4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法
※ 樹脂注入工法 [4.3.4]
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
・手動式エポキシ樹脂注入工法
・機械式エポキシ樹脂注入工法
ひび割れ部注入材料 [4.2.2]
エポキシ樹脂(JIS A 6024)
・低粘度形　(ひび割れ幅 0.5mm未満)
・中粘度形　(ひび割れ幅 0.5mm以上)
・

ひび割れに対する注入量及び注入孔の間隔 [4.3.4]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入間隔(mm)
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250~300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250~300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250~300 ・
		・	・
	0.3未満	※ 40 ・	※ 50~100 ・
手動式	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 100~200 ・
機械式	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 150~250 ・
		・	・

採取(コア抜取り検査)　・行う(抜取り部の補修方法　　)　[4.3.4]
・行わない
・ Uカットシール材充填工法 [4.2.2][4.3.6]
・シーリング材
充填材料
※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
ポリマーセメントモルタルの充填　※ 行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

※ 充填工法 [4.2.2][4.3.7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

2 欠損部改修工法

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法
※ 樹脂注入工法 [4.4.5]
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
・手動式エポキシ樹脂注入工法
・機械式エポキシ樹脂注入工法
ひび割れ部注入材料 [4.2.2]
エポキシ樹脂(JIS A 6024)
・低粘度形　(ひび割れ幅 0.5mm未満)
・中粘度形　(ひび割れ幅 0.5mm以上)
・

ひび割れに対する注入量及び注入孔の間隔 [4.3.4]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入間隔(mm)
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250~300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250~300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250~300 ・
		・	・
	0.3未満	※ 40 ・	※ 200~250 ・
手動式	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250~300 ・
機械式	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250~300 ・
		・	・

採取(コア抜取り)　・行う(抜取り部の補修方法　　)　[4.3.4]
・行わない
・ Uカットシール材充填工法 [4.2.2][4.4.6]
・シーリング材
充填材料
※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
ポリマーセメントモルタルの充填　※ 行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法 [4.4.7]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法
・充填工法 [4.2.2][4.3.7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・
・モルタル塗り目え工法 [4.2.2]
既製目地材　・使用する(形状　　)
仕上げ厚又は全塗り厚が25cmを超える場合の処置 [4.4.9]
※ 図示　・

3 浮き部改修工法
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.4.10]
アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/m²)	※ 16 ・	※ 25 ・

	鉄骨部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	

・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.4.11]
アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/m²)	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数(箇/m²)	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄骨部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 8 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 8 ・	

・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.4.12]
アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	製造所
ポリマーセメントスラリー	

材料	注入量(ml/箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数(本/m²)	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口箇所数(箇/m²)	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄骨部	
アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.4.13]
注入口付アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数(本/m²)	※ 9 ・	※ 16 ・

	鉄骨部	
注入口付アンカーピン本数(本/m)	※ 6 ・	

・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.4.14]
注入口付アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml/箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数(本/m²)	※ 9 ・	※ 16 ・
注入口箇所数(箇/m²)	※ 9 ・	※ 16 ・

	鉄骨部	
注入口付アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.4.15]
注入口付アンカーピン　※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	製造所
ポリマーセメントスラリー	

材料	注入量(ml/箇所)
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数(本/m²)	※ 9 ・	※ 16 ・
注入口箇所数(箇/m²)	※ 9 ・	※ 16 ・

	鉄骨部	
注入口付アンカーピン本数(本/m)	※ 5 ・	
注入口箇所数(箇/m)	※ 5 ・	

・充填工法 [4.2.2][4.3.7]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗付え工法 [4.2.2][4.4.9]
既製目地材　・使用する(形状　　)
仕上げ厚又は全塗り厚が25cmを超える場合の処置
・図示　・

工事名称	2号超女子便所等改修工事	図面番号	A-03
図面名称	建築改修工事特記仕様書(3)	図面縮尺	

自衛隊熊本病院総務部管理課　令和 6年 10月

4－3 タイル張り仕上げ外装

1 ひび割れ部改修工法

※ 樹脂注入工法 [4.6.5]

※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
- 手動式エポキシ樹脂注入工法
- 機械式エポキシ樹脂注入工法

ひび割れ部注入材料 [4.2.2]

エポキシ樹脂（JIS A 6024）
- 低粘度形（ひび割れ幅 0.5mm未満）
- 中粘度形（ひび割れ幅 0.5mm以上）

ひび割れに対する注入具及び注入口の間隔 [4.6.5]

工法	ひび割れ幅(mm)	注入量(ml/m)	注入口間隔（m）
自動式	0.2以上0.3未満	※ 40 ・	※ 250～300 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・
手動式 機械式	0.3未満	※ 40 ・	※ 200～250 ・
	0.3以上0.5未満	※ 70 ・	※ 250～300 ・
	0.5以上1.0未満	※ 130 ・	※ 250～300 ・
		・	・

仕上げ [4.3.4]
- 行わない

- Uカットシール材充填工法 [4.2.2] [4.3.5]
  - シーリング材
    充填材料
    ※ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系
    ・
    ポリマーセメントモルタルの充填 ※ 行う ・ 行わない
  - 可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

- タイル部分張替え工法 [4.6.7]

タイル部分張替え工法用接着剤 [4.2.2]
※ ポリマーセメントモルタル
- 変成シリコーン樹脂
- ウレタン樹脂

張付け用材料
既製調合モルタル ・ 使用する

- タイル張替え工法 [4.2.2] [4.6.8]

張付け用材料
既製調合モルタル ・ 使用する
タイル張りの工法 [4.6.8][表4.6.1][表4.6.3]
外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良接着剤張り
外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※ 改修標準仕様書 表4.5.1 による ・ 図示
目地寸法

箇所	コンクリート打継目地、ひび割れ誘発目地	変形目地
幅 (mm)	※ 20以上 ・	※ 10以上 ・
深さ(mm)	※ 10以上 ・	※ 10以上 ・ 7以上

3 厚き部改修工法 [4.6.4]

- アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.6.9]

アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／m²）	※ 16 ・	※ 25 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	

- アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.6.10]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	注入量(ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／m²）	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口個所数（個／m²）	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口個所数（個／m）	※ 6 ・	

4－3 タイル張り仕上げ外装

- アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.6.11]

アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの [4.2.2]
・

材料	調合所
ポリマーセメントスラリー	

材料	注入量(ml／箇所)
アンカーピン固定用エポキシ樹脂	※ 25 ・
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
アンカーピン本数（本／m²）	※ 13 ・	※ 20 ・
注入口個所数（個／m²）	※ 12 ・	※ 20 ・

	鉄幅部	
アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口個所数（個／m）	※ 5 ・	

- 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 [4.6.12]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／m²）	※ 9 ・	※ 15 ・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	

- 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 [4.6.13]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／m²）	※ 9 ・	※ 15 ・
注入口個所数（個／m²）	※ 9 ・	※ 15 ・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口個所数（個／m）	※ 5 ・	

- 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 [4.6.14]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	調合所
ポリマーセメントスラリー	

材料	注入量(ml／箇所)
ポリマーセメントスラリー	※ 50 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／m²）	※ 9 ・	※ 15 ・
注入口個所数（個／m²）	※ 9 ・	※ 15 ・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	※ 5 ・	
注入口個所数（個／m）	※ 5 ・	

- 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 [4.6.15]

注入口付アンカーピン ※ ステンレス SUS304、呼び径6mm [4.2.2]
・

材料	注入量(ml／箇所)
注入用エポキシ樹脂	※ 25 ・

	一般部分	指定部分
注入口付アンカーピン本数（本／m²）	・	・

	鉄幅部	
注入口付アンカーピン本数（本／m）	・	

- タイル部分張替え工法 [4.6.7]

タイル部分張替え工法用接着剤 [4.2.2]
※ ポリマーセメントモルタル
- 変成シリコーン樹脂
- ウレタン樹脂

張付け用材料
既製調合モルタル ・ 使用する

- タイル張替え工法 [4.2.2] [4.6.8]

張付け用材料
既製調合モルタル ・ 使用する
張付け工法 [4.6.8][表4.6.1][表4.6.3]
外装タイル ※ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良接着剤張り
外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ※ 改修標準仕様書 表4.5.1 による ・ 図示

4 目地改修工法

- 目地ひび割れ部改修工法 [4.6.16]

既製調合モルタル ・ 使用する

- 伸縮調整目地改修工法

伸縮目地の位置及び寸法 ※ 図示 ・

4－4 塗り仕上げ外壁等

1 既存塗膜等の除去及び下地調整

[4.6.3]

工法	処理範囲	下地のひび割れ部の措置
・サンダー工法	※ 図示 ・	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※ 図示 ・	
・塗膜はく離剤工法	※ 図示 ・	
・水洗い工法	※ 図示 ・	

高圧水洗工法（試験施工を行い、監督官の承諾を受けること）
加圧力 ・ 30MPa以上 ・
塗膜剥離剤工法
塗膜剥離剤種類 ※図示 ・
水洗い工法
・ デッキブラシ ・

2 下地調整材

※ 下地調整塗材（・C-2 ○C-1 ・ ） [4.6.4]
- ポリマーセメントモルタル
- 防水形仕上塗材主材

下地調整塗材の塗布範囲
- サンダー工法による除去範囲の（ ※ 30％ ・ ％）
- 図示
・

3 仕上げ塗材仕上げ

既成仕上げ塗材
建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・
種類、仕上げの形状、工法 [4.1.4] [4.2.2] [表4.2.3]

種類	呼び名	防火材料の指定	仕上げの形状
・壁 ・仕上塗材	・複層塗材CE		外部 ※凹凸模様 ・
	複層塗材E		内部 ※ゆず肌状 ・
	・防水形複層塗材CE		上塗材
	・防水形複層塗材E		耐候性 ※耐候形3種 ・耐候形2種
	・		溶媒 ※水系 ・溶剤系
	・		樹脂 ※アクリル系 ・ポリウレタン系
	・		光沢 ※つやあり ・つやなし ・メタリック
	・		増膜剤 ・適用する
・	・		
・			
・			

防火材料の指定がある場合は建築基準法に基づく指定又は認定を受けた材料とする。 [4.2.2]

5 建具改修工事

1 改修工法

・かぶせ工法 [5.1.3]
⊙ カバー工法 ・ 持ち出し工法 ・ ノンシール工法
・ 撤去工法
・ はつり工法 ・ 引き抜き工法
・ 既設に全長試験具を設置する
見聞口箇所 ・ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた寸法
・ 図示
・ 建具開閉のはつり
・ 建具有効寸法にそれぞれ100mmを加えた位置に開閉カッターを入れる
・ 図示

2 見本の製作等

※ 行わない [5.1.5]
・ 行う（建具符号： ）
・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの
・ 納まり等がわかる程度のもの
特殊な建具の製作 ・ 行う（建具符号： ） [5.1.5]

3 防犯建物部品

・適用する（ ） [5.1.7]

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具の性能等級 [5.2.2] [表5.2.1]

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	備考
・A種	S－4	A－3	W－4	第70(注) ・	
⊙ B種	S－5				
・C種	S－5	A－4	W－5	第100 ・	
・図示					

(注) 引違い、片引き等窓で、複層ガラス使用の場合は、枠見込みを１００mmとする。

防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ）
断熱ドアセット・断熱サッシ ⊙ ・適用する 断熱性の等級（ ）
耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ）

表面処理 [5.2.4] [表5.2.2]
外部に面する建具 ※ B－1種
・ B－2種（ ・ｼﾞﾙｺﾝ ・ ｱﾉｰﾄﾞ ・ ）
屋内の建具 ※ C－1種
・ C－2種（ ・ｼﾞﾙｺﾝ ・ ｱﾉｰﾄﾞ ・ ）

5 網戸等

[5.2.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	・合成樹脂製 ・ｶﾞﾗｽ繊維入り合成樹脂製 ※ ステンレス(SUS316)製	0.25mm以上	16～18/ｲﾝﾁ
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.6mm	網目寸法 15cm

防虫網形式 ※ 外部可動式 ・ 固定式

5 建具改修工事

5 鍵類

[5.3.2]
簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による）
外部に面する鍵類建具の耐風圧性 [5.3.2] [表5.2.1]
・ S－4 ⊙ S－5 ・ S－6 ・
鍵板厚の厚み [5.3.4]
※ 改修標準仕様書 5.3.4(a)による ・ 図示

7 鍵類用具類

簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による） [5.4.2]
戸の鍵板 [5.4.3]
※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板
召合わせ、縦小口包み板等の材質 [5.4.3]
・ 鋼板 （ ・ PB部 ・ ）
・ ステンレス鋼板 （ ・ 一般部 ・ ）
・ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材（ ・ ）
鍵板厚の厚み [5.4.4]
※ 改修標準仕様書 5.4.4(a)による ・ 図示

8 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセット ・ 適用する（適用箇所は建具表による） [5.3.2]
外部に面するステンレス製建具の耐風圧性 [5.3.2]［表5.2.1］
・ S－4 ・ S－5 ・ S－6 ・
ステンレス鋼板 屋外 ・SUS304 ・SUS430J1L [5.5.3]
屋内 ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS430
表面仕上げ ※ HL仕上げ ・ 鏡面仕上げ ・ [5.5.4]
曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ [5.5.5]

9 木製建具

建物内部の木製建具に使用する表面材及びホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量 (16.6.2)
※ F☆☆☆ ・ F☆☆
建具材の加工、結合材の含水率 ※ B種 ・ (16.6.2)
かまち等の断面 標準仕様書 表16.6.2による
ふすまの上張り
※ 紙貼の子供度又はビニル貼度 ・ 鳥の子 ・

10 特殊な性能の建具

※図示による [5.3.2]

11 錠

マスターキー ※鍵作しない ・ 鍵作する [5.6.4]

12 建具用金物

金物の選用 [5.6.2] [表5.6.1]

種類	見え掛りの材質	
シリンダー箱錠	※ レバーハンドル	※ アルミニウム合金 ・ ステンレス ・ 黄銅
・	・ 握り玉	ステンレス
シリンダー本締り錠	握り玉	ステンレス
モノロック	握り玉	ステンレス
本締り付きモノロック	握り玉	ステンレス
本締まり錠	握り玉	ステンレス
面錠	※ レバーハンドル	※ アルミニウム合金 ・ ステンレス ・ 黄銅
・	・ 握り玉	ステンレス
グレモン錠	レバーハンドル	※ 亜鉛合金 ・ ステンレス
直後口錠	※ 亜鉛合金製度 ・ ステンレス	
丁番	※ ステンレス ・ 黄銅	
ピボットヒンジ	ステンレス（本体仕上）	
ヒンジクローザー（丁番形）	鋼（塗付け塗装）	
ヒンジクローザー（ﾋﾞﾎﾞｯﾄ形）	ステンレス（本体仕上）	
ドアクローザー	本体：ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金、ｱｰﾑ類：鋼（塗付け塗装）	
防錆吸仕調整錠	※ ステンレス ・ 黄銅	
押棒・押板	※ ステンレス ・ 黄銅 ・ 合成樹脂	
上げ落し（ｽﾗｲﾄﾞ落し）	※ 亜鉛合金製度 ・ ステンレス	
アームストッパー	※ 鋳(ﾀｲﾙ止めっき) ・ ステンレス	
戸当り	※ 亜鉛合金製度 ・ ステンレス ・ 黄銅	
レール（上吊の場合を除く）	※ ステンレス ・ 黄銅 ・ 合成樹脂	

開錠 ※ 設ける ・ 設けない
現場（ 本局 ⊙ ）

13 自動ドア開閉装置

[5.7.2～3] [表5.7.1～3]

自動ドア開閉装置の性能	駆動形ﾊﾞｽ	防 錆	センサーの種類	連結防止機能
・DSLD－1	・適用する	・適用する	・光線（反射）スイッチ	・行う
・DSLD－2			・音波スイッチ	
・SSLD－1			・電波スイッチ	
・SSLD－2			・タッチスイッチ	
・SWD－1			・ペダルスイッチ	
・SWD－2			・押しボタンスイッチ	
・図示			・多機能便探スイッチ	

14 自閉式上吊り引戸の性能

自閉式上吊り引戸の性能 [5.8.3] [表5.8.1]
※ 改修標準仕様書 表5.8.1による
・

15 重量シャッター

シャッターの種類 [5.9.2]
※ 一般重量シャッター （耐風圧強度：建具表による）
・ 外装用防火シャッター （耐風圧強度：建具表による）
・ 屋内用防火シャッター
・ 屋内用防煙シャッター
開閉機能による種類 [5.9.2] [表5.9.1]
※ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式
一般重量シャッターのシャッターケース [5.9.2]
・ 設ける ・ 設けない

工事名称	2号棟女子医所等改修工事	図面番号	A-04
図面名称	建築改修工事特記仕様書(4)	図面尺	
自衛隊熊本病院総務部管理課		令和 8年 10月	

5 建具改修工事

16 軽量シャッター

関閉機能による種類 [5.10.2] [表5.10.1]
・上部電動式（手動併用） ※ 手動式

耐風圧強度 建具表による [5.10.2]

スラット

材質 ※JISG3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) [5.12.3]
又は、JISG3318(塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)

形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 [5.10.4]

[5.11.2] [5.11.3]

セッション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローコスト形 ・ハイデル形 ・バーデル形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

耐風圧性能：建具表による

17 オーバーヘッドドア

18 ガラス

合わせガラスの特性による種類 (JIS R 3205) [5.12.2]
・1種 ・II-1種 ・II-2種 ・III種

強化ガラスの特性による種類 (JIS R 3206) [5.12.2]
・1種 ・II種

熱線吸収板ガラスの性能による種類 (JIS R 3208) [5.12.2]

材料板ガラスの種類	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・	・ブルー ・グレー ・ブロンズ

・1種 ・2種

複層ガラスの断熱性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3209) [5.12.2] [9.4.2]

種類			建具記号
断熱強度ガラス	・1種		
	・2種		
	・3種	・U3-1	
		・U3-2	
日射熱遮へい強度ガラス	・4種		
	・5種		

封止の加速耐久性による区分 ・1種 ・II種 ・III種

熱線反射ガラスの耐久性、日射熱遮へい性による種類 (JIS R 3221) [5.12.2] [5.12.4]

耐久性	日射熱遮へい性	建具記号	反射成膜の使い方	色調	映像調整
A種	・1種		※ 内貼 ・外貼	・ブルー ・グレー ・ブロンズ ・シルバー	・行う
	・2種				
	・3種				
B種	・1種				
	・2種				
	・3種				

ガラスの当材及び溝の大きさ [5.12.2]

建具の種類	種類
アルミニウム製	・シーリング ・ガスケット ・グレイジングビード(ガラス当形(押え込み寸70cmの引違い、片引き戸の場合) ・
鋼製	※ シーリング材 ・
ステンレス製	※ シーリング材 ・

板ガラスをはめ込む溝の大きさ [5.12.3] [表5.12.1]
※ 改修標準仕様書 表5.12.1による（強強度ガラスを用いる場合を除く）

ガラス当水張積
※改修標準仕様書5.12.3(b)
・

19 ガラスブロック

ガラスブロック (JIS A 5212) [5.12.5]

表面形状	呼び寸法	厚さ(mm)	色調		目地幅(mm)		伸縮調整目地
			内寸	化白	平積み	自積積み	
正方形	・125x125	80	・	・	※ 8～15 ・15～25	外側 ※ 15以下 ・ 内側 ※ 8以上 ・	※ 6m以下毎に 10～20mm ・図示
	・150x150	・95・125	・	・			
	・200x200	・95・125	・	・			
	・320x320	95	・	・			
長方形	・250x125	80	・	・			
	・320x160	65	・	・			

自国積みの自平半径はガラスブロックの幅寸法の１０倍以上とする。

型用金属材及び補強材 ・設ける（形状 ・図示 ・ ）

力骨
※ステンレス鋼(SUS304)径5.5mm はしご形状鉄筋及び組筋

目地部の力骨の補強方法
※ ガラスブロック試施所の仕様による
・

化粧目地モルタルの色 （ ）

シーリング材 ※ 改修標準仕様書 表3.7.1による ・

金属製化粧カバー
材質 ・ステンレス鋼 ・アルミニウム鋼
寸法 ※ 図示 ・
形状 ※ 図示 ・

工法 [5.10.3]
建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を設工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 2.8 建築基準法に基づき定められた区分等による

20 金属部・保管部品

※ 図示

---

⑥ 内装改修工事

① 改修範囲

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.3]
※ 図示
・

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 [6.1.3]
※ 壁面より500mm程度とし、既存仕上げに除じた仕上げを行う
・図示

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 [6.1.3]
※ 図示 ・ 既存のまま

2 既存庇の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（適用範囲：※図示 ・ ）

合成樹脂塗り床材の撤去工法 ・接着剤除去工法 ・目荒し工法 [6.2.2]
改修後の床の清掃範囲 ・図示 ・ [6.2.2]
ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタル [4.2.2] [6.2.2]
「外壁改修工事」による。

3 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の関連床の補修 [4.4.9] [6.3.2]
※ 図示
・モルタル塗り（壁厚25cmを超える場合の補強 ・行う）

4 接着剤その他

接着剤 [6.5.2]
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・ F☆☆
防腐処理 ・行う（指工範囲 ※ 図示 ・ ） [6.5.2]
防蟻処理 ・行う（指工範囲 ※ 図示 ・ ） [6.5.2]
防腐・防蟻処理の種類及び品質
防腐・防蟻剤は非有機リン系及び非クレオソート系とする。また、ガーバメート系はフェノブカルブを含有しない素材を使用すること。
長期処理用木材保存（防腐・防蟻）剤は監督官の承認するものとする。

5 木下地等

表面仕上げの種類 ・A種 ※B種 ・C種 [6.5.1] [表6.5.1]
現場搬入時の木材の含水率 ※ A種 ・ B種 [6.5.2] [表6.5.2]
保存処理木材 ・使用する（使用箇所 ）
木材保存剤
非有機リン系及び非クレオソート系とする。
ガーバメート系はフェノブカルブを含有しない素材を使用すること。
構造材及び下地材の品質 ※ 改修標準仕様書6.5.2(a)(2)(ロ)による。

造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種 [6.5.2] [表6.5.3]
代用樹種を使用しない箇所 （ ）
防蟻処理 ※ 行わない ・ 行う（箇所 ）
開伏材等 ・ 使用する（使用箇所 ）

6 集成材等

ホルムアルデヒドの放散量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆
・構造用集成材（適用範囲：※図示 ） [6.5.2]

強度等級	材質の品質	接着性能	樹種名	寸法(cm)	開伏材等の適用
・1等 ・2等 ・3等 ・4等	・1種 ※ 2種 ・3種	・使用環境1 ・使用環境2			・適用する ・適用しない

・構造用単板積層材（適用範囲：※図示 ・ ） [6.5.2]

等級	曲げヤング係数 区分		水平剪断性能	樹種名	寸法(cm)	開伏材等の適用
・特級 ・1級 ・2級	・60E ・80E ・100E ・120E ・140E ・160E ・180E	・70E ・90E ・110E ・140E	・65Y-55H ・60Y-51H ・55Y-47H ・50Y-43H ・45Y-38H ・40Y-34H ・35Y-30H			・適用する ・適用しない

・造作用集成材（適用範囲：※図示 ・ ） [6.5.2]

見付け材面の品質	樹種名	寸法(mm)	開伏材等の適用
※ 1等 ・2等			・適用する ・適用しない

・化粧ばり造作用集成材（適用範囲：※図示 ・ ） [6.5.2]

見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧面板の樹種名	化粧面板の厚さ(mm)	寸法(mm)	開伏材等の適用
※ 1等 ・2等					・適用する ・適用しない

・集成積層材（適用範囲：※図示 ・ ） [6.5.2]

表面の品質	防虫処理	寸法(cm)	開伏材等の適用
・突起木化粧加工 ・艶消加工 ・加工しない（・1等 ・2等 ・3等）	・する ・しない		・適用する ・適用しない

7 床張り用合板及びその他の合板

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆
適用範囲：※図示 ・ [6.5.2]

合板の種類	厚さ(mm)	表板の樹種名	防虫処理	接着の程度	材質の品質
普通合板 〃	・5.5 ・		・する ・しない	※ 1類 ・2類 ・3類	表面の品質 広葉樹 ・1等 ※ 2等 針葉樹 ※ C-D ・

その他の処理 ※防虫処理 ・防炎処理
開伏材の適用 ・適用する
適用範囲：※図示 ・)

合板の種類	厚さ(mm)	表板の樹種名	防虫処理	接着の程度	等級	材質の品質
・構造用合板 ・コンクリート型枠用合板	・12.0 ・		・する ・しない	・1類 ※1類	※1級 ※2級	※C-D ・B-C

有効断面係数比 （ ）
開伏材の適用 ・適用する

---

⑧ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [6.6.2] [表6.6.1]
屋外 ※ 25型 ・
屋内 ※ 19型 ・
（屋内）

天井仕上材	野縁間隔	吊りボルトの間隔
吸音吸質繊維板、岩綿不燃吸音板（せっこうボード(7)9.5mm張て張り下地）	300	900
各種せっこうボード、けい酸カルシウム板（910×910 目違かし張張り）	300 900	
金属成形板（スパンドレル）パスリブ	300	
各種せっこうボード、けい酸カルシウム板（1,820×910,910×910張張り）	300 900	
各種仕上げボード（450×900張張り）	225 450	

（屋外）

天井仕上工法	野縁間隔	吊りボルト間隔
金属成形板（スパンドレル）	※ 300 ・	・900 ・

天井下地材における耐震性を考慮した補強 [6.6.4]
・行う 補強箇所 ※ 図示 ・
補強方法 ※ 図示 ・
屋外の軒天井、ピロティー天井等 [6.6.3~4]
耐風圧性を考慮した補強 ※ 図示 ・
屋内既存の埋込インサート [6.6.4]
・使用する（引抜き試験 ※ 行う ・ 行わない）
・使用しない
屋外既存の埋込インサート
・使用する（引抜き試験 ※ 行う ・ 行わない）
・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ・行わない [6.6.4]

9 軽量鉄骨壁下地

材料 ※ JIS A 6517 規格品
スタッド、ランナーの種別及び間隔
種別 ・100形 ・90形 ・65形 ・50形

仕上げ工法	スタッド間隔	備考
ボード両面張り	300	
ボード両下地張り（2重張り）	450	

スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※ 図示 ・

10 接着剤

接着剤 [6.6.2]
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆ ・F☆☆
接着剤のきまれる可能性は、屋内発生のものとする。
[6.6.2] [表6.6.1]

種別	施工箇所
・酢酸ビニル樹脂系 ・アクリル樹脂系 ※ゴム系ラテックス系	※一般の床 ・
※エポキシ樹脂系 ・ウレタン樹脂系 ・	※表6.6.1による（四下、開放部分含む） ・

11 ビニル床シート⑩

(6.6.2) [6.6.3]

種別	JISの記号	色柄	厚さ(mm)
※ 発泡層のないもの	※ MC ・	※ 無地 ・マーブル柄	※ 2.5 ・
・発泡層のあるもの		※ 柄物 ・無地	

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。（所の場合を除く。）
工法 ※ 熱溶接工法 ・突付け工法（施工箇所 ）

12 ビニル床タイル⑨

[6.6.2]

種類	記号	使用箇所	厚さ(mm)
※ コンポジションビニル床タイル(単層質)	CT	※図示 ・	階段、廊下 ※3.0 ・ 一般部 ※2.0 ・
・コンポジションビニル床タイル(発泡)	CTS	※図示 ・	
・ホモジニアスビニル床タイル	HT	※図示 ・	
・複層ホモジニアス床タイル	HTL	※図示 ・	・

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。

13 巻電防止床シート・床タイル

[6.6.2]

種類	厚さ(mm)	使用箇所
・コンポジションビニル床タイル	・2.0 ・	※図示 ・
・ホモジニアスビニル床タイル	・4.0又は4.5	※図示 ・
・		

巻電防止
・巻電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値 (JIS A 1454) 1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

14 耐踏荷重床シート

施工箇所 ※図示による
耐踏荷重
JIS A 1454による、へこみ試験、荷重へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、屋開はく離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性試験等の試験値、異常がないこと

15 視覚障害者用タイル

適用範囲：※図示による [6.6.2]

施工箇所	種類	寸法(cm)	厚さ(cm)
屋内	・塩化ビニル製	・300×300 ・	・7.0 ・
	・レジンコンクリート製		
	・磁器又はせっ器質タイル		

ブロックパターンは、JIS T 9251による。

16 ビニル幅木

材質 ※ 軟質 ・ 硬質 [6.6.2]
高さ(cm) ※ 60 ・ 75 ・ 100
厚さ(mm) ・ 1.5以上 ・

17 ゴム床タイル

色柄 : [6.6.2]
厚さ(mm) : 寸法(cm) :

---

⑥ 内装改修工事

18 カーペット敷き

・織じゅうたん [6.9.2~3] [表6.9.1]

種別	パイル形状	帯電性	施工方法	色柄等
・A種 ・B種 ・C種	・ループパイル ・シャドーパイル ・カットパイル・ループ併用	※ 人体帯電圧 3 KV以下 ・	・グリッパーカーペット ・タフテッドカーペット ・アクリルステンカーペット	・無地 ・柄物 （標準品）

工法 ※ グリッパー工法

・タフテッドカーペット [6.9.2~3] [表6.9.1]

パイル形状	パイル抜き(cm)	帯電性	工法
・カットパイル ・ループパイル ・ハイ・ローループパイル ・カット・ループ併用	※ 5~7 ・ ※ 4~6 ・ ※ 4 ・ ・	※ 人体帯電圧 3 KV以下 ・	※ 全面接着工法 ・グリッパー工法

・ニードルパンチカーペット [6.9.2]
帯電性 ：※人体帯電圧は3 KV以下 ・ [6.9.3]
厚さ(cm) ：

・タイルカーペット [6.9.2~3]

種別	パイル形状	寸法(cm)	総厚さ(mm)	備考
※ 第1種 ・第2種	・カットパイル ※ ループパイル	※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

下敷き材
※ 反毛フエルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ 8mm
・
敷き方 平場 ※ 市松敷き ・ 筋違敷し
階段部分 ・ 市松敷き ※ 筋違敷し

19 合成樹脂塗床

[6.10.3] [表6.10.3~7]

種類	仕上げの種類
・弾性ウレタン樹脂系塗床	※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂系塗床	※ 骨材混入厚べし仕上げ ・骨材混入厚べし仕上げ（・平滑 ・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（・平滑 ・防滑） ・防滑仕上げ
・	

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆ ・ F☆☆

20 防腐防蟻塗り

※ 図示 ・

21 フローリング張り

ホルムアルデヒド放射量 ※ F☆☆☆ ・ F☆☆ [6.11.2]
フローリングの種別 (19.5.2~7) (表19.6.1, 表19.5.3)
・単層フローリング ⑥

種類	樹種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	開伏材等の適用	工法
・フローリングボード	※ なら ・	15	幅 75 長さ500以上	※適用する ・適用しない	・釘止め工法 ・モルタル埋込み工法 ・接着工法
・フローリングブロック	※ なら ・	※ 15 ・	※ 303×303 ・	※適用する ・適用しない	
・モザイクパーケット				※適用する ・適用しない	

・天然木化粧複合フローリング ⑥

種類	樹種	種別	防腐処理	開伏材等の適用	工法
・複合1種フローリング ・複合2種フローリング ・複合3種フローリング	※ なら ・	・A種 ・B種 ※ C種	・行う	※適用する ・適用しない	・釘止め工法 ・接着工法 適用材 ※合成樹脂発泡シート

敷設 ・行う（適用範囲、※図示 ・ ） [6.11.7]
※ ウレタン樹脂ワニス ・ オイルステインの塗りの上、ウレタン塗り ・ 生地の素ままウレタン塗り

22 足巾木

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [6.12.2] [表6.12.1]
D種の場合の基底 ・KT一I ・KT一II ・KT一III
・KT一K ・KT一N
ただし、原材料は材質仕様書6章「石こうボード、その他ボード及び合板張り」による
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆ ・
基底及び基底はVOC合有量が少ないものとする。

23 せっこうボード、その他のボード及び合板張り

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 [6.13.2]
※ F☆☆☆ ・ F☆☆

[6.13.2] [表6.13.1]

種類	JISの記号等	規格等
硬質木毛セメント板	HW ⑥	
普通木毛セメント板	NW ⑥	
けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2(無石綿) フラットタイプ
カッチール化粧吸音板	DR	凹凸タイプ
カッチール吸音ボード1号	RW一B	穴あき加工品含み
グラスウール吸音ボード2号32K	GW一B	
せっこうボード	GB一R	
不燃強層せっこうボード	GB一NC	・化粧有(トラバーチン模様) ・化粧無(下地張り用)
シージングせっこうボード	GB一S	
強化せっこうボード	GB一F	
せっこうラスボード	GB一L	幅440程度
化粧せっこうボード（木目）	GB一D	模様 ※ 任目 ・ 板目
化粧せっこうボード	GB一D	
突起木化粧合板	⑥	JIS K6903による
パラミン樹脂化粧板		
ポリスチレン樹脂化粧板		生地、透明塗料塗り(ラワン合板張使)
普通合板	⑥	不透明塗料塗りしな合板張使)
ミディアムデンシティファイバーボード	MDF ⑥	・無研磨板 ・研磨板
無板張りパーティクルボード	⑥	・無板ナーバレイ ・プラスックナーバレイ ・無張
化粧パーティクルボード	⑥	無研磨板（・スタンダード ・ランバード）
ハードボード(硬地)	HB ⑥	・研磨板 （・スタンダード ・ランバード） ・無研磨板 （・スタンダード ・ランバード）
ハードボード(化粧)	HB ⑥	・内装用 ・外装用
インシュレーションボード	IB ⑥	A級（・天井仕上 ・内装仕上 ・ ）

遮音シール [6.13.2]
・適用する （・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）
合板類の張付け ・A種 ※B種 [6.13.3]

工事名称	2号館女子医所等改修工事	図面番号	A-05
図面名称	建築改修工事特記仕様書(5)	図面縮尺	
自衛隊熊本病院総務部管理課		令和 8年 10月	

⑥ 内装改修工事

24 接合板
面材料 ※ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ ・ ﾌｧｲﾊﾞｰ合板(1類 1号)
・ 付い製材の板 ・
・ 特殊加工合板(JIS規格2類Bタイプ)
裏打ち材 ※ ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材 (JIS A 9511) (B)保温筒板2種b) ⑥
・ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材 (JIS A 9511) (B)保温筒板1種2号) ⑥
厚さ ・ 図示による
工法 直張り工法(新 51 工法)
日本 51 協同組合連合会・接着工法技術協同組合の施工要領書による。

被着材	被着面	適用接着剤
ﾎﾞﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ ﾎﾞｰﾄﾞ裏打ち材	天井	一液・無溶剤型変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系接着剤
〃	壁	(片面塗布)

25 せっこうボードの目地処理 [18.7.3]

目地処理の種類	せっこうﾎﾞｰﾄﾞのｴｯｼﾞの種類	目地処理の有無	適用箇所
⊙ 継目処理工法	ﾃｰﾊﾟｰｴｯｼﾞ	・ 無 ※ 有	
・ 突付け工法	・ﾍﾞﾍﾞﾙｴｯｼﾞ	※ 無 ・ 有	
	・ｽｸｳｪｱｴｯｼﾞ		外壁面は合板貼り
・ 目透し工法	ｽｸｳｪｱｴｯｼﾞ		

26 壁紙張り [6.14.2]

施工箇所	種類					防火性能の等級
	紙	繊維	ビニル	無機質	その他	
※ 図示 ・	・	・	・	・	・	※図示による ・
〃	・	・	・	・	・	※図示による ・

ホルムアルデヒド発散量 ※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆
下地調整 [6.14.3]
ﾓﾙﾀﾙ､ﾌﾟﾗｽﾀｰ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面 ※ RB種 ・ (施工箇所)
接着剤
接着剤のホルムアルデヒド発散量
※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆

27 吊戸天井材
市販品

材質		性能	耐材標(m)	備考
・ 硬質塩ビ製	※ 既製品		※ 300 ・ 100	図中印は製造所の標準品とする
・ アルミ外装	※ 造付け塗装品	基本部品	※ 200	
	・ アルマイト処理品	基本部品	・ 100	

26 せっこうボード等の切材処理
本工事で発生した、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ材料、石膏吸音板材料、ﾌﾞﾗｽｶｰﾄﾞ類材料材料、ALC板材料等は、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理すること。
29 コーナービード
材質 ・ ステンレス製 ・ アルミ製
高さ ※ 図示による ・ 1.8m程度 ・ 天井まで
30 天井見切縁
材質 ※ 塩化ビニル製 ・ アルミ製
31 壁見切縁
材質 入り隅 ※ 塩化ビニル製 ・ アルミ製
出 隅 ・ 塩化ビニル製 ※ アルミ製
32 ジョイナー
材質 ボード目 ・ 塩化ビニル製 ・ アルミ製 ・ 亜鉛鉄板製
木毛板 ・ 亜鉛鉄板製 ・ アルミ製
33 内装プレハブ工法
※図示による
34 モルタル塗り等
吸水調整材 [6.15.3]
「4 外壁改修工事」による。
既製目地材 ・ 適用する (部位) [6.15.3]
35 クイール
クイルの形状、寸法等 [6.16.3]

施工箇所	形状・寸法 (mm)	再生材の適用 ⑥	吸水率による区分 1類	吸水率による区分 2類	吸水率による区分 3類	釉薬	役物 あり	役物 なし	色 単色	色 柄任	耐凍害性 あり	耐凍害性 なし
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		※	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

役物：標準的な自がりの役物は一体成形とする。
36 カーテンレール
・ 再使用する [5.1.7]
※ 新設する [20.2.14]
材質 ・ ステンレス製 ※ アルミ製
形状 ※ 片引き ・ 引分け (時裏用は300mm以上の召合せの重掛けとする。)
形状 ・ C形 ・ D形 ※ 角型 ・
37 ブラインドボックス カーテンボックス
・ 再使用する [5.1.7]
※ 新設する
材質 ※ アルミ製 ・
表面処理 ※ B－1 ・ B－2 (・ブロンズ ・ ブラック ・)
開口寸法 (mm) ﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝﾎﾞｯｸｽ ※ 120×80 ・ 120×150 ・ 図示
ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞﾎﾞｯｸｽ ・ 120×80 ・ 120×150 ・ 図示
形式 ・ ﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝﾎﾞｯｸｽ ・ ﾀﾞﾌﾞﾙﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝ形 ・ ｼﾝｸﾞﾙﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝ形

⑥ 内装改修工事

38 可動間仕切
(20.2.3)

構造形式	段厚さ (mm)	表面材質 (厚さ(mm))	仕上げ	遮音性(db)
・ ﾊﾟﾈﾙ式 ・ ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式 ・ ｽﾀｯﾄﾞ式		※ 鋼板 (※0.6 ・0.8) ・ ( )	・ ﾒﾗﾐﾝ樹脂又は ﾌｯ素樹脂焼付 ・ 焼付塗装	・ 0 ・ 12 ・ 20 ・ 28 ・ 36 ・

不燃材料の認定 ・ 有り

39 昇降間仕切
(20.2.4)

ﾊﾟﾈﾙ相接縁部の操作方法	厚さ (mm)	表面材質	仕上げ	走行方向	遮音性能
・ ﾌﾟｯｼｭ式 ・ ﾊﾝﾄﾞﾙ固定式	・	※鋼板 ・	※焼付塗装 ・ 突結張り	・平行方向移行式 ・二方向移動式	・一般ﾀｲﾌﾟ(36回未満) ・遮音ﾀｲﾌﾟ(36回以上)

仕上げの突結張りの品質は「国際仕様書19.8」による。
ハンガーレールの取付け下地補強
※標準仕様書20.2.4(1)(3)による ・

40 フリーアクセスフロア
(20.2.2)

施工箇所	構造	仕上高 (mm)	許容水平力 (G)	耐荷重性能 (N)	表面仕上材	寸法 (mm)
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 鋼構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止塩ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ張ﾀｲﾙ	・ 500×500 ・
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 鋼構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止塩ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ張ﾀｲﾙ	・ 500×500 ・
	・ ﾊﾟﾈﾙ構法 ・ 鋼構法		・ 1.0 ・ 0.6	・ 3000 ・ 5000	・ 帯電防止塩ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ ・ ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・ ﾋﾞﾆﾙ張ﾀｲﾙ	・ 500×500 ・

材質 ・ アルミニウム製 ・ スチール製 ・
表面仕上材の品質及び性能は、標準仕様書19章による
スロープ及びボーダー ※ 製造所の仕様による。 ・ 図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合
・ 図示 ・ 20%～30%
配線取り出し開口
・ 図示 ・ パネル1枚につき40cm×80cm程度の開口1カ所以上
空調用吹き出し (吸い込み) パネル
※無し
・ 有り (※図定式 ・ 可変式) 施工箇所 (※図示 ・)
耐荷重性能 (5000N 高さ300以上) の性能
平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等のものとする。
ローリングロード性能 ※ 適用 ・ 適用しない
ローリングロード試験
耐荷重性能 (3.000N) : 1個載荷重1.000Nの際、最大変形量1.5cm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと)
耐荷重性能 (5.000N) : 1個載荷重1.000N以上の際、最大変形量1.0cm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと)

41 OAフロア
H=150未満程度 寸法 500角

施工箇所	設定高さ (mm)	材質	表面仕上げ材
		・ 無機質セメント板 ・ スチール ・ アルミダイカスト	・ 帯電防止ビニル床タイル ・ タイルカーペット ・ ビニル床タイル

許容水平力 ・ 1.00 ・ 0.60
表面仕上材の品質及び規格は、各仕上げ材の特記による。

42 トイレブース
(20.2.5)

表面材の材質	扉 形状	扉 材質	ドアエッジ 形状	ドアエッジ 材質
・ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板 ・	※ 標準 ・ 天柱	・ 7.5t鋼 ※ ステンレス鋼 ・	※ 標準 ・ R	・ 7.5t鋼 ※ ステンレス鋼 ・ なし

種板 ※ 設置する

43 表示
防貫防止表示 ・ 設ける (・ 両面 ・ 片面) (20.2.10)
※ ステンレス製 住約20cm (市販品)
・ 図示
表示種類 案内用図記号については JIS Z 8210による。
誘導種類、非常用進入口表示等は市販品とし、その仕様で表現による。

区分	材質	厚さ (mm)	取付高さ	書体
扉名札	※ 下記による。		※ 図示	
ピクトグラフ とびら番号	・ アクリル板 ・	・ 5 ・	※ 図示 ・	
庁舎案内板 各階案内板	・ アクリル板 ・	・ 5 ・	※ 図示 ・	

室名札
(一般用) ・ 吸ビ製透明ケース (80mm×250mm×5mm程度) の差し込み式
文字記入 : 有り ・ 無し
・ アクリル板 (80mm×250mm×5mm程度)
文字記入 : 有り ・ 無し
書 体 :
(諸室用) ABB樹脂製 (W=190程度) ・ 1人用 ・ 3人用 ・ 人用

44 天井点検口

材種	寸法	形式		片持	内張	持の許容差	外持と内持のｽﾗｲｽ
※ 7.5t鋼	・ 450×450 ⊙ 600×600	⊙ 一般型 ・ 密閉型	・ 壁内外用 ⊙ 壁内用	⊙ 鋲留ﾀｲﾌﾟ ・ 目地ﾀｲﾌﾟ	⊙ 鋲留ﾀｲﾌﾟ ・ 目地ﾀｲﾌﾟ	±0.5cm以内	片側 2.0cm以内

ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材は JIS H 4100 A6063S-T5により、表面処理は陽極酸化皮膜JIS H 8601 (AA5) (外部については B種又は同等品以上をおこなったものとする。
内持、外持のｺｰﾅｰﾋﾞｰｽ、及び吊り金物、取付ﾎﾞﾙﾄは鉄板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったものとする。
内部の仕上材、留付金具はｱﾙﾐﾆｳﾑ合金押出形材、亜鉛めっき鉄板の目とする。

45 点検口

材種	寸法	形式		許容差	受持と置持のｽﾗｲｽ
※ 7.5t鋼 ・ ｽﾃﾝﾚｽ鋼 ・ 鋼製 ・ 目地鋼	・ 450×450 ・ 600×600 ・ φ600 ・	・ 一般型 ・ 密閉型 ・ 結露防止型	・ 壁内外用 ・ 壁内用	受持、置持とも ±0.5cm以内	片側 2.0cm以内

一般型：ﾊﾟｯｷﾝを設置しないものと及びがたつき防止用ﾊﾟｯｷﾝを設置したもの。
密閉型：ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄ等はﾎﾞﾙﾄ構造にﾊﾟｯｷﾝを設置したもの。
マンホールカバー 鍵料装置 (盗難防止用錠付き)
※ 簡易密閉鍵装置 ・ 密閉型

⑥ 内装改修工事

45 鏡
47 黒板及びホワイトボード
(20.2.8)

種類	種類	色彩	形式	規格
黒板	※ 磁付け ・	※ 緑 ・ 黒	※ 平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分	JIS S 6007
ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ ほうろう ・	白	※ 平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分	JIS S 6052

48 掲示板
表面材 ※ ビニルレザーマグネット張用 ・ スポンジシート)
49 アコーデオンドア
表面材 ※ ﾋﾞﾆｰﾙﾚｻﾞｰ張り (防炎加工) ・
形式 ※ 図示による。
折りたたみ幅 ・ 210mm以上 ・ 120mm以上
50 試験番開及び錠
試験機 JIS S 1031規格に適合するもの
取付方法 ※ 官庁建設の総合耐震計画基準及び同解説 資料による
・ 図示
51 既製袖机台等
袖し台・吊り戸棚
※ 保良住宅部品 (BL認定品)
・ 既製品 (・ 図示 ・)
構成部品のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆
52 既製及び製作家具等のホルムアルデヒド放散量
合板類、MDF、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、接着剤及び塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆
53 建築器具
・ 設けない
・ 設ける (消防法に基づく図家試定に合格したもの)
設置場所及び形式 ※図示による
54 煙突ライニング
(20.2.11)
煙突用成形ライニング材
適用安全使用温度 ・ 400℃ ・ 650℃
キャスタブル耐火物
工法 ・ こて押え ・
煙突使用温度 ・ 400℃ ・
55 シャワーブース
材質 ※ FRP(7A1ｽﾌｧｰﾆｭｰｽﾞ付き) ・
足形状 ※ 足金物製
56 防式二重床
性能 重量床衝撃音の遮断性能レベル LH-55等級相当以上
軽量床衝撃音の遮断性能レベル LL-50等級相当以上
規格 保良住宅部品 (BL認定品)
ホルムアルデヒド放射量 ※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆
57 防煙垂、下がり壁
※図示 ・
58 トップライト
※図示 ・
59 床敷きマット

材種	受け枠
・ 塩化ビニル又はゴム製 ・ 硬質アルミニウム合金製 ※ ステンレス鋼 (SUS304) ・	※ ステンレス鋼 (SUS304) ・ 硬質アルミニウム合金 ・ 硬質ビニル製

60 建物銘板
ステンレス製 (既製品) 300×700程度
61 椎子掛け金物
材質 ステンレス製 (3本ピスタイプ)
62 集合郵便受け箱
規格 保良住宅部品 (BL認定品)
材質 ※ ステンレス製 ・
種類 ※ A4用標準化対応型 (・ 横型 ・ 縦型) 【建築編 20.2.7】
・ A2用標準化対応型
・ 各戸基本型 (・ 屋内設置型 ・ 屋外設置型)
63 レジスター類
※図示 ・
64 建築製作建金物
※図示 ・
65 建物表示板
各建物棟に1箇所取り付ける。位置及び種類は監督官との協議による。

項目	内容
建物番号	算用数字

材質 ※ プラスチック製 寸法 (ア) 10×220×350
文字 ※ 黒ラッカーエナメル
・ 彫り込みの上黒ラッカーエナメル
取付 ※ φ6ステンレス化粧ナット付きボルト留め
66 消火器ボックス
材質 ※ ステール ・ アルミニウム ・ ステンレス
形状 ※ 半埋込型 ・ 全埋込型扉無し ・ 全埋込型扉付き
寸法 ・ 図示 ・ 810×280程度
67 階段手すり
屋内
※ ﾋﾞﾆﾙ被覆φ40 手すり子 (・ ｽﾃﾝﾚｽ製品 ※ 図示)
・ 黒成材ﾀｰﾌｽﾗｰ仕上げ (径(mm) ・ 60 ・ 45)
68 ユニットバス及びユニットシャワー
ユニットバス : ※保良住宅部品 (BL認定品) ※A型 ・ B型)
ユニットシャワー : ※図示による

⑦ 塗装改修工事

1 材料
(7.1.3)
使用する材料で防火材料の指定がある場合には建築基準法に基づき指定又は認定を受けた材料とする。
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた壁のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆
建物内部に使用する塗料の材質
材質 ※ 水性系 ・
2 下地調整
既存塗装の除去範囲 (塗替えでRB種の場合) (7.2.1) [表7.2.1-7]
※ 塗替え面積の30% ・ 図示
下地調整 (7.2.2-7) [表7.2.1-7]

下地の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新 規	ひび割れ部の補修
木部	※ RB種 ・	・ RA種 ・ RB種	
鉄鋼面	※ RB種 ・	RA種	
亜鉛めっき面	※ RB種 ・	RA種	
亜鉛めっき面(鉄骨部材)	※ RB種 ・	RC種	
ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※ RB種 ・	・ RA種 ・ RB種	・ 行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ALCﾊﾟﾈﾙ面	※ RB種 ・	・ RA種 ・ RB種	・ 行う
ｺﾝｸﾘｰﾄ面、押出成形セメント板面	※ RB種 ・	・ RA種 ・ RB種	・ 行う
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※ RB種 ・	・ RA種 ・ RB種	

3 鉄鋼面錆止め塗料の塗り回数
(7.3.2) [表7.3.1-2]

塗装面	1回目(工場)	2回目(現場)
鉄骨面 露外鉄鋼面	※ A種 JIS K5625 ｼｱﾉ化ﾋﾞｽﾏﾚｰﾄﾞ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種	※ A種 JIS K5625 ｼｱﾉ化ﾋﾞｽﾏﾚｰﾄﾞ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種
屋内鉄鋼面	※ A種 JIS K5625 ｼｱﾉ化ﾋﾞｽﾏﾚｰﾄﾞ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種 ・	※ A種 JIS K5625 ｼｱﾉ化ﾋﾞｽﾏﾚｰﾄﾞ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ2種 ・
亜鉛めっき鉄面 鋼製建具面	※ A種 JIS K5629 防錆ｶﾙｼｳﾑ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ ・	※ A種 JIS K5629 防錆ｶﾙｼｳﾑ錆止めﾍﾟｲﾝﾄ ・
亜鉛めっき面 鋼製建具面以外	※ B種 JASS 18 M-109 変性ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ ・	

4 錆止め塗料塗り
錆止め塗料塗りの種別
(7.3.3) [表7.3.3-4]

塗装面	工程	備考
鉄鋼面	見え掛り	※ A種
	見え隠れ	※ B種
	熱絶え	※ C種
亜鉛めっき面	塗付け	※ C種
	鋼製鋼製建具	A種
	その他	

⑧ 塗装

記号	種類	塗装面	工程 塗付け	工程 新規
SOP	合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り (7.4.3~7.4.5)	本部	※ B種 ・	屋外 A種 屋内 B種
		鉄鋼面	※ B種 ・	・ A種 ・ B種
		亜鉛めっき面	※ B種 ・	※ B種 ・
		鋼製建具	A種	B種
OL	ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り (7.5.2)		※ B種 ・	※ B種 ・
FE	ﾌｪﾉｰﾙ樹脂ﾆｽﾗｯｸ塗り (7.6.2~3)	本部 (屋内)		
		鉄鋼面		
		亜鉛めっき面		
NAD	ﾅﾌﾃﾚﾝ樹脂系非水分散形塗料塗り (7.7.2)	・	※ B種 ・	※ B種 ・
DP	耐候性塗料塗り (7.8.2~4)	鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種	※ A種 ・ B種 ・ C種
		亜鉛めっき面	・ A種 ・ B種 ・ C種	※ A種 ・ B種 ・ C種
		コンクリート面等	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種 ・ A-2種 ・ B-2種 ・ C-2種
EP-G	つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (7.9.2~7.9.5)	木部	※ B種 ・	※ A種 ・
		木部以外	※ B種 ・	※ B種 ・
EP	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (7.10.2)		※ B種 ・	※ B種 ・
EP-T	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗り (7.11.2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※ B種 ・	※ B種 ・
UC	ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾆｽﾗｯｸ塗り (7.12.2)	木部	※ B種 ・	※ B種 ・
OS	ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り (7.13.2)	木部		※ A種 ・
WP	木材保護塗料塗り (7.14.2)	木部	※ B種 ・	※ B種 ・
	ﾜｽﾆｯｼｭ塗料塗り (7.15.2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ALCﾊﾟﾈﾙ面	・ B種 ・	・ B種 ・

合成樹脂調合ペイントの塗料の種別 ※ 1種 ・ (7.4.2)

6 薬剤工事における塗料の殺合等の規制
⊙ 適用しない
・ 適用する (新止め塗料・パテ等を含む)
塗定範囲 : 見え掛かり及び新止め塗り回工程図全て
各 項 目 : 塗装仕上がり状態で殺ふつ化合物の合計殺合有量を不揮発性成分の重量比で0.06%以下とする。 (以下基準を満たした塗料を「無殺塗料」という)
塗装計画書 : 無殺塗料の施工にあたり、事前に監督官には出し承認を得るとともに品質の確保に努めること。
品質証明書 : 塗料種別、色別毎に提出すること。

塗料種別	対応方法
WEP EP	市販塗料 (JIS K 5663-1種) を用いるが、メーカーによっては殺を含む色 (着色顔料) があるので、その色は使用しない。
EP-G	市販塗料 (JIS K 5660) を用いるが、メーカーによっては殺を含む色 (着色顔料) があるので、その色は使用しない。
NAD	市販塗料 (JIS K 5670) を用いるが、殺を含む色 (着色顔料) は使用しない。
BOP	基準値に適合した塗料とし、殺を含む色 (着色顔料) は使用しない。
新止め塗料種別 鉄鋼面	一般用さび止めペイント (JIS K 5621-1種) を無殺化の成分調整を行い用いる。
新止め塗料種別 亜鉛めっき鉄面	基準値に適合した塗料とし、亜鉛めっき鉄面に適当できるもの を用いる。

(注) 1. 「乾燥剤を改良」とは、乾燥剤 2種を用い、塗料 (仕上がり全体) として、殺及び殺化合物の含成物含有量を不揮発生成分の重量比で0.06%以下にすることをいう。
2. 改良及び成分調整により、JIS規格からはずれても良い。
3. オイルパテは使用しないこと。
4. 上記以外の塗料を使用する場合は、各事前に適合することを証明する資料を監督官に提出し、承認を得ること。

工事名称	2号棟女子便所等改修工事	図面番号	A-06
図面名称	建築改修工事特記仕様書(6)	図面縮尺	
自衛隊熊本病院総務部管理課		令和 8年 10月	

Ⓓ 建築改修工事

① 躯体工事の範囲

・

2 躯体工事安全管理

1) 工事においての安全管理に当たっては、『建設工事安全施工技術指針（平成７年５月25日建設省営発第13号）』『建設工事公衆災害防止対策要綱 建設工事編（平成５年１月12日建設省経建発第１号）』による。

2) 建設資材廃棄物の処理に当たっては、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）』『建設副産物適正処理推進要綱』『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第 104号）』による。

3) 躯体に対しては、作業前、作業中に散水等を行い、切じん等の飛散防止に努める。

3 アスベスト含有建材の処理工事

施工調査 [9.1.1]

・分析によるアスベスト含有建材の調査

分析方法

※JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

・

分析結果については、監督官に報告すること。

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）
	・（試料数： ）	・（試料数： ）

採取箇所は図示

アスベスト切じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各１点・各２点・各３点
・	測定２		隣接対象室外部の付近	・計１点・計２点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各１点・各２点・各３点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置
・	測定５		処理作業室外（廃地境界）	・各１点・各２点
・	測定６	処理作業後（ﾊﾟｰﾃｨｸﾙ発生中）	処理作業室内	・各１点・各２点
・	測定７	処理作業後シート	処理作業室内	・各１点・各２点・各３点
・	測定８	撤去後１週間以降	隣接対象室外部の付近	・計１点・計２点

測定方法

	測定３	測定1,2,4,6,7,8	測定５
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(l/min)	※１ ・	※５ ・	※10・
試料の吸引時間(min)	※５ ・	※120 ・	※240

アスベスト含有建材の処理

・アスベスト含有吹付け材の除去

除去対象範囲 ※ 図示

除去工法 ※ 改修標準仕様書9.1.3(b)(1)～(4)による

除去したアスベスト含有吹付け材等の処理 ※固形処理 ・セメント固化

・アスベスト含有保温材等の除去

除去対象範囲 ※ 図示

作業場の隔離 ・ 行う

・アスベスト含有成形板の除去

除去対象範囲 ※ 図示

4 ＰＣＢ含有シーリング材の処理

・ＰＣＢ含有シーリング材の処理

・第一次判定

現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。

採取箇所数 計 箇所

採取箇所 ※ 図示 ・

・第二次判定

専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。

分析箇所 計 箇所

・除去処理工法

除去範囲 ※ 図示 ・

1．サンプリングの採取方法と注意事項

1) 採取作業はシーリング材等が飛逸することのないように注意して行うこと。

2) シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリスチレン製の密閉袋に採管ＬＮｏ.及び採取場所を記入する。サンプルは１袋に１つずつ入れること。

3) カッターナイフの刃は、１つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換えること。

4) シーリングを切除した部分は必要に応じて補修すること。

5) 皮膚との接触等を避けるため保護手袋を着用すること。また、口に入ることがないように保護マスクを着用すること。

7) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行うこと。

8) 作業後は周囲を清掃し、飛逸物を回収する。回収物はサンプリング器具とその他のごみに分別し、サンプリング器具はサンプルと同様にポリエチレン製の密閉袋に入れる。

2．第一次判定（シーリング材種の判定）

1) 日本シーリング材工業会にサンプルを送付し、シーリング材種の判定を行う。

2) 判定結果については、監督官に速やかに報告すること。

3．第二次判定（ＰＣＢ含有量の分析）

1) 専門分析機関にサンプルを送付し、ＰＣＢの含有量について分析を行う。

な お分析にあたっては、分析サンプルの四週は除去し、採取部の内部（大気にさらされていない部分）を取り出して分析すること。

2) 判定結果については、監督官に速やかに報告すること。

4．除去処理工事

ＰＣＢを含有したシーリング材の処理は次による ほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）」により適切に行うこと。

1) 除去工事にあたり、あらかじめ事前の施工調査等を次ぎの事項について行う。

図面により記載し、監督官に提出する。

- シーリング使用部位
- シーリング長さ
- 施工箇所と工事監理区分の種類
- 仮設計画
- 廃棄物などの搬出方法

2) 工事に先立ち施工計画書を作成し、監督官の承諾を得ること。

3) シーリング材の飛逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること。

4) 作業員は保護マスク及び保護手袋を着用し、作業終了時及び休憩時における手洗いを実施すること。

5) シーリング材はカッターナイフなどによる除去を原則とする。除去にあたっては、下地が露出する程度まで確力除去すること。

6) 除去工事終了後、シーリング材及び飛逸物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ、保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所等を考慮し、監督官の承諾を得たものとする。

7) 除去及び回収状況について監督官の検査を受けること。

8) 工事着手後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督官と協議する。

9) 施工記録報告書を作成し、監督官に提出すること。

9 建築改修工事

5 断熱材及び吸音材 Ⓓ

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量

※ Ｆ☆☆☆ ・ Ｆ☆☆

・外断熱及び断熱材打込み工法 (18.9.2)

種別	発泡剤の種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ	A種			
・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ	A種	・保温板(2種b)	・25 ・	
		・保温板(3種b)	・25 ・	
		・		建地部分
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ	※ A種	・		
・フェノールフォーム	A種			

・断熱材現場発泡工法 (18.9.3)

断熱材の種類 ※A種1 ・B種2

厚さ (mm) ・ ・25 ・30

施工箇所

※ 窓回り等の断熱補修部分、ルーフドレン回りの圧抜等、部分的に吹張りとしなければならない箇所

・ 図示

・

材質 ※ グラスウール系 JIS A 9504 及び JIS A 6301

工法

A工法（並べい）

材料 ﾀﾞｸﾄｰﾙ保温板 24K（ｱﾙﾐｸﾗﾌﾄ紙（ﾀﾃ筋 7φ）共）

※厚保温板についてはアルミクラフト紙のアルミ箔は15μ以上とする。

工法 断熱材は、天井裏については敷き込み、壁部は仕上げ材と躯体に気密（必要に応じｼｰﾙ止め）する。また、ｱﾙﾐｸﾗﾌﾄ紙は仕上げ張り時点に下地材に仮止めし、仕上げ材にて最終張りを行う。

ｱﾙﾐｸﾗﾌﾄ紙の継ぎ目は十分重ねるものとする。

B工法（あらわし）

材料 ﾀﾞｸﾄｰﾙ保温板 48K（ｱﾙﾐﾃｰﾌﾟ50X80貼り）

工法 天井、壁共、厚100にX型ﾋﾟﾝｸﾞｰを使用し、ﾜｯｼｬｰ止め(11本／m²)併用で取り付ける。また、突付部は、ｱﾙﾐﾃｰﾌﾟ(150)貼りとする。

C工法（並べい）

材料 ﾀﾞｸﾄｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ CM-8 32K

工法 仕上げ材と躯体間に充填する。

D工法（あらわし）

材料 ﾀﾞｸﾄｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ CM-8 32K（ﾀﾃ筋50X 25X 1800 縦縫貼り）

工法 天井、壁共トンボ止めする。

トンボ止めピンの本数 605×910板は 11本/m²

910×1820板は 9本/m²

厚み及び施工範囲 図示による。

断熱材：建築物の外皮等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。

① オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

② ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。

③ 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。

④ 断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。

グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。

ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。

6 屋上緑化改修工事 Ⓔ

緑化基盤及び材料 [9.6.2]

・屋上緑化荷重システム

定及び地域荷の荷重比及びに種類等 ※図示

工 法

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する (23.5.4)

建築基準法に基づき定められた区分等は 1 改修一般共通事項 2 8 建築基準法に基づき定められた区分等による

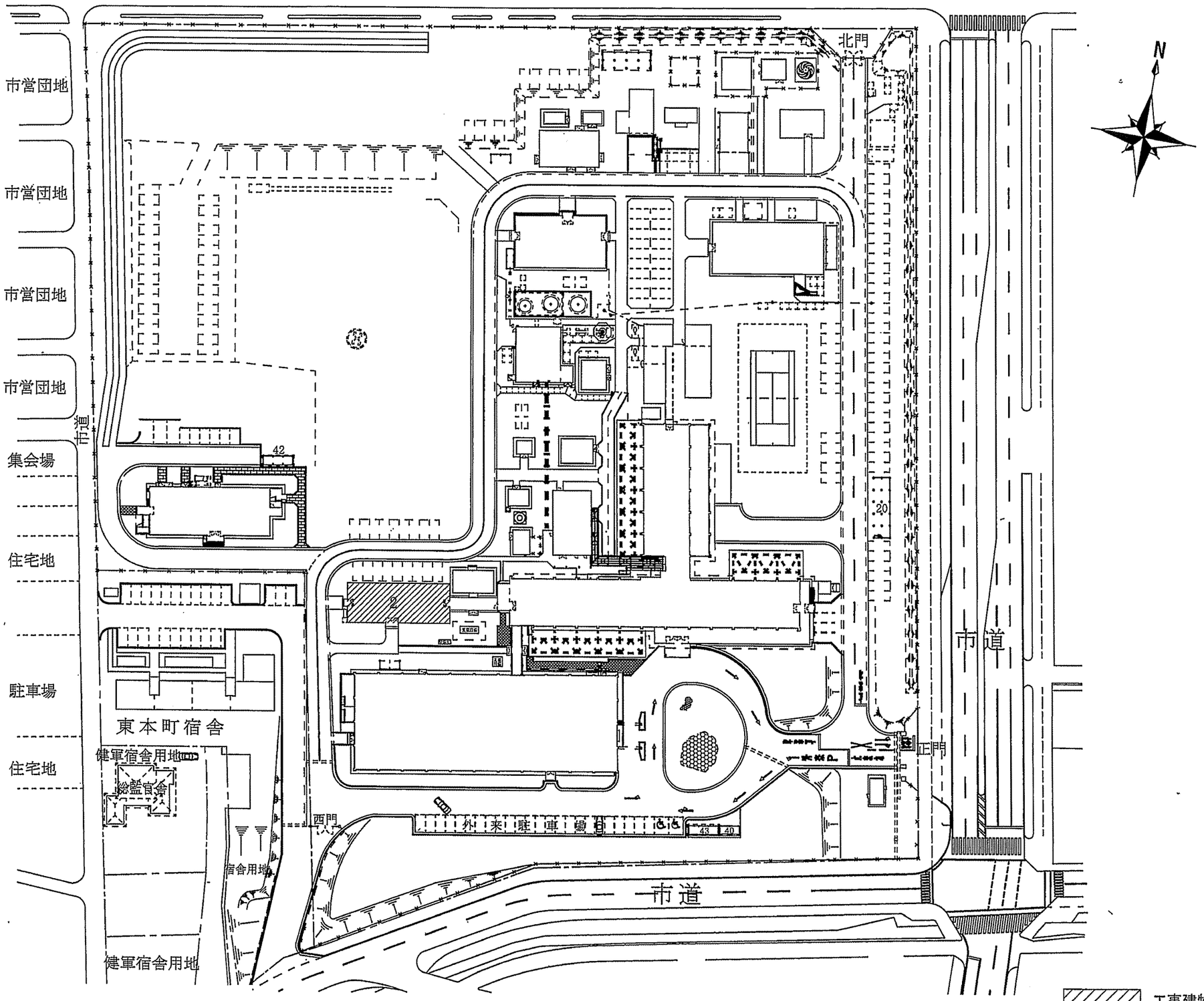
実住 ・設置する （建築 ・図示 ・ ）

かん水装置 ・設置する （工事区分は図示による）

7 吹付けロックウールの除去工事

日法体等の指針、条例による。

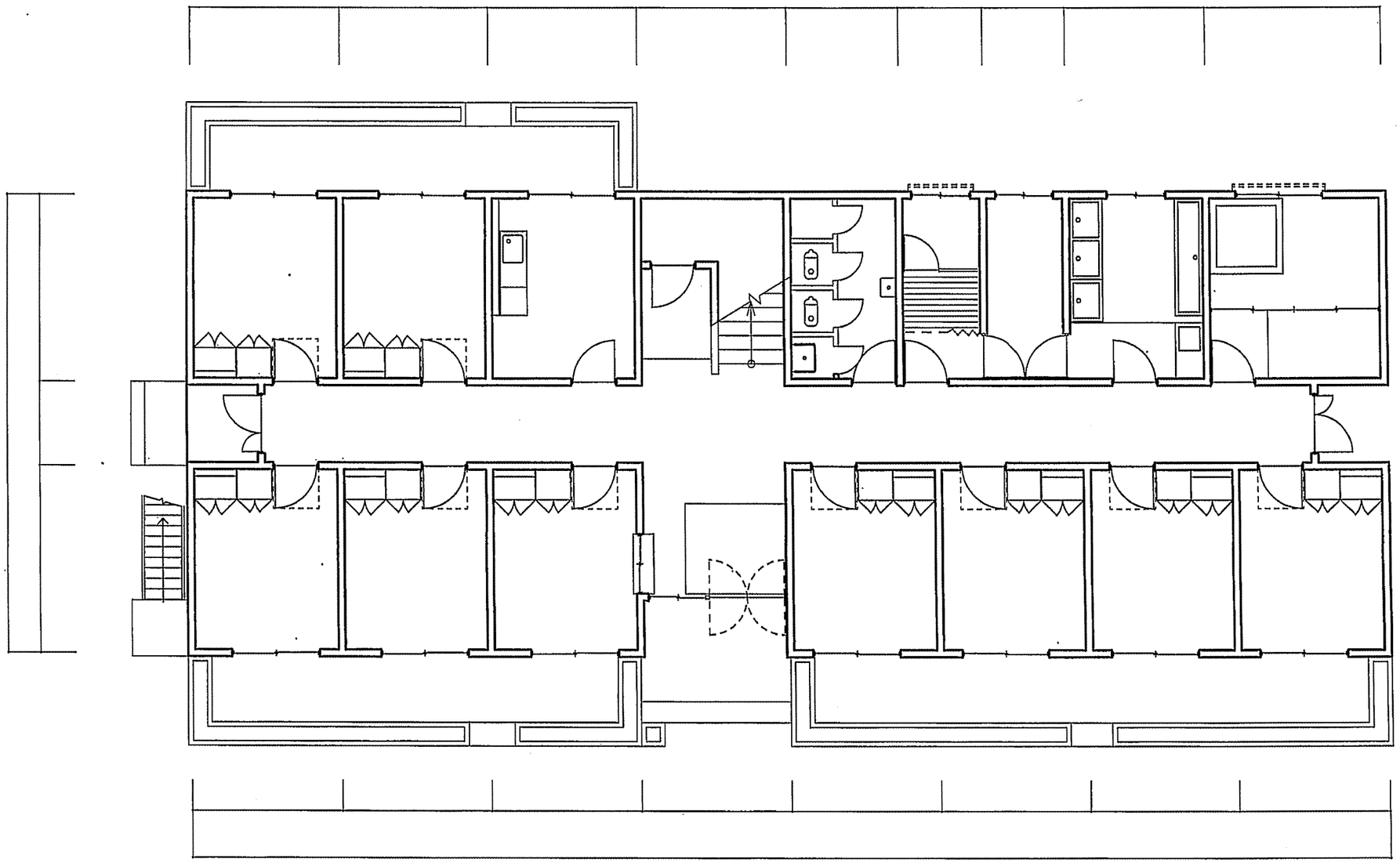
工事名称	2号超次子便所等改修工事	図面番号	A-07
図面名称	建築改修工事特記仕様書(7)	図面縮尺	——
自衛隊熊本病院総務部管理課		令和 8年 10月	



No	建物名称	構造
②	2号館	CB-2

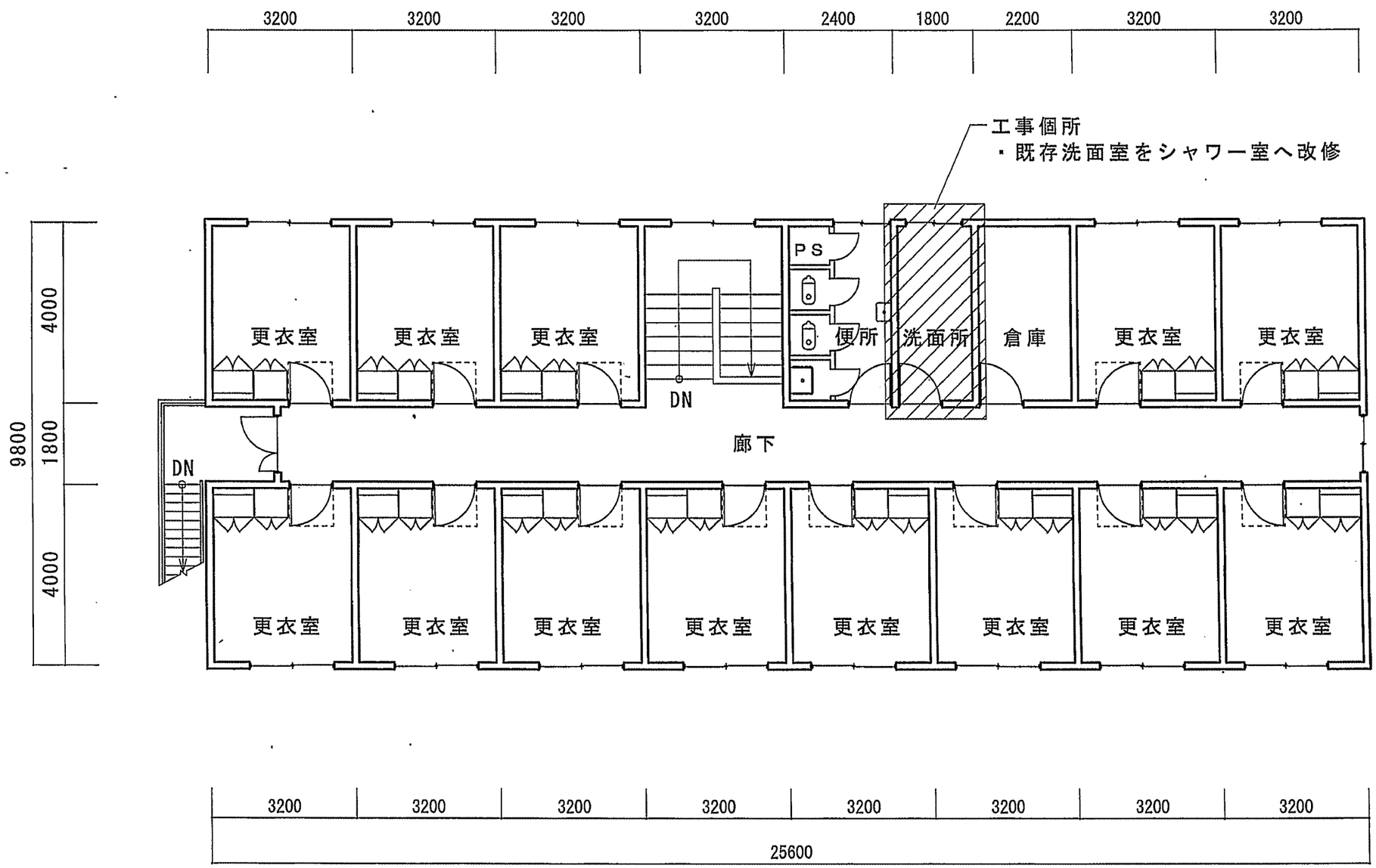
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事		設計番号
縮尺 A3：1/1000	製図	担当	承認年月日	図面名 配置図		図面番号 A-08



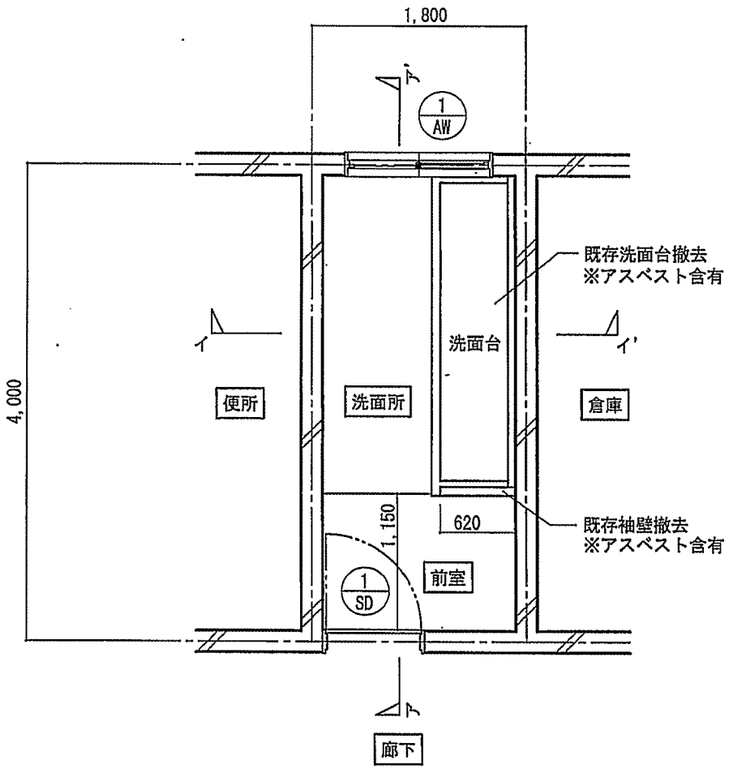
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　1階平面図	図面番号 A-09

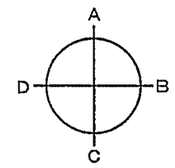


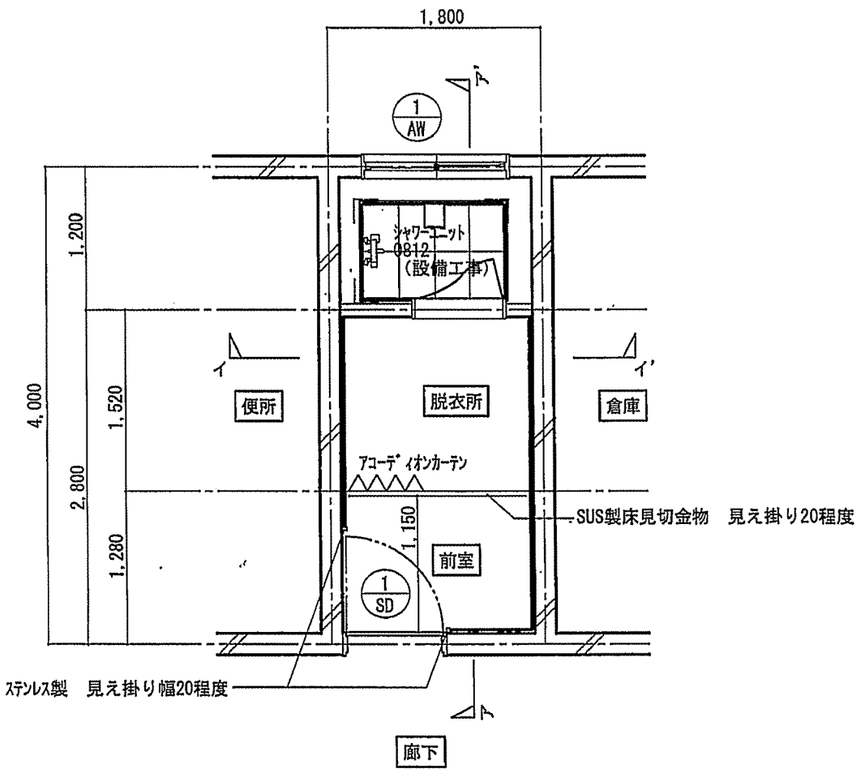
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事		設計番号
縮尺 A3：1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階平面図		図面番号 A-10



既存平面図





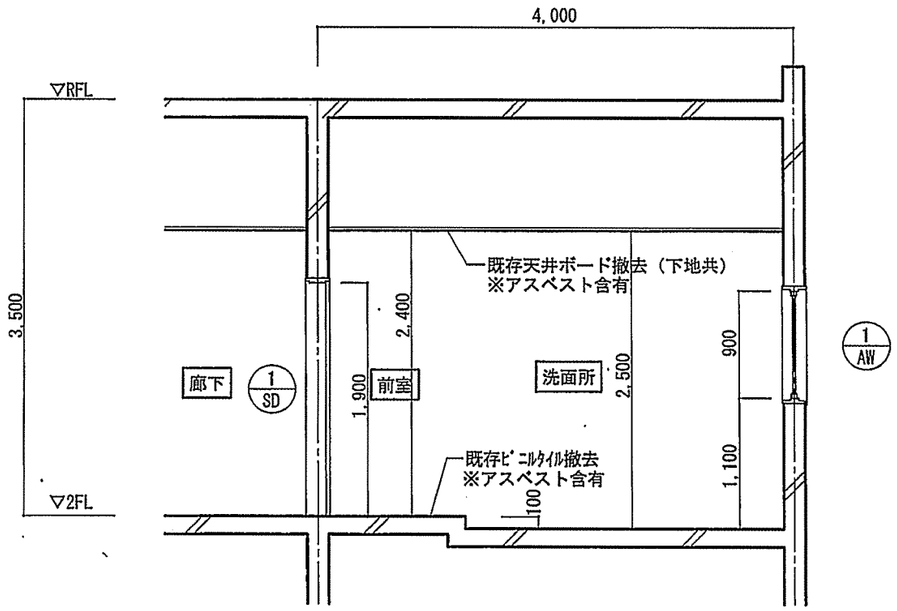
改修平面図

内部仕上

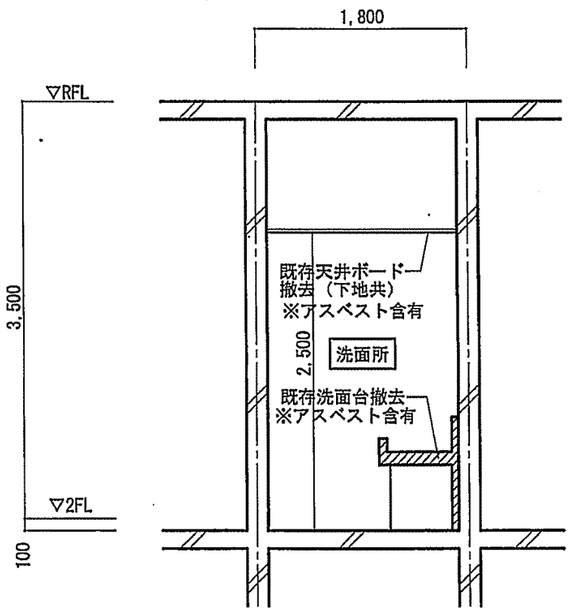
室名		床	巾木	壁	廻り縁	天井	天井高	備考
前室	既存	コンクリート金ゴテ下地、ビニルタイルt2.0貼り ☆アスベスト含有	→	コンクリート下地、磁器質タイル貼り ☆アスベスト含有	塩ビ製	軽天下地　石綿ボードt9.5貼り ☆アスベスト含有	2,400	
	改修	コンクリート不陸調整の上、塩ビシートt2.0貼り	ソフト巾木 H=100	既存磁器質タイルの上、軽鉄下地、耐水石膏ボードt12.5 ビニールクロス貼り	塩ビ製	軽天下地　化粧石膏ボードt9.5貼り	2,400	
洗面室	既存	コンクリート下地、磁器質タイル貼り ☆アスベスト含有	→	コンクリート下地、磁器質タイル貼り ☆アスベスト含有	塩ビ製	軽天下地　石綿ボードt9.5貼り ☆アスベスト含有	2,500	洗面台 ※表面ﾀｲﾙ下地にｱｽﾍﾞｽﾄ含有
	改修	既存磁器質タイルの上、転ばし床下地、耐水合板t12、 塩ビシートt2貼り	ソフト巾木 H=75	既存磁器質タイルの上、木胴縁下地（ｼｬﾜｰ室面のみLGS下地）、 耐水石膏ボードt12.5　ビニールクロス貼り	塩ビ製	軽天下地、石膏ボードt9.5+耐水岩綿吸音板t9.0貼り	2,400	アコーディオンカーテン 天井点検口：ｱﾙﾐ製枠600口（1ヶ所）

自衛隊熊本病院総務部管理課

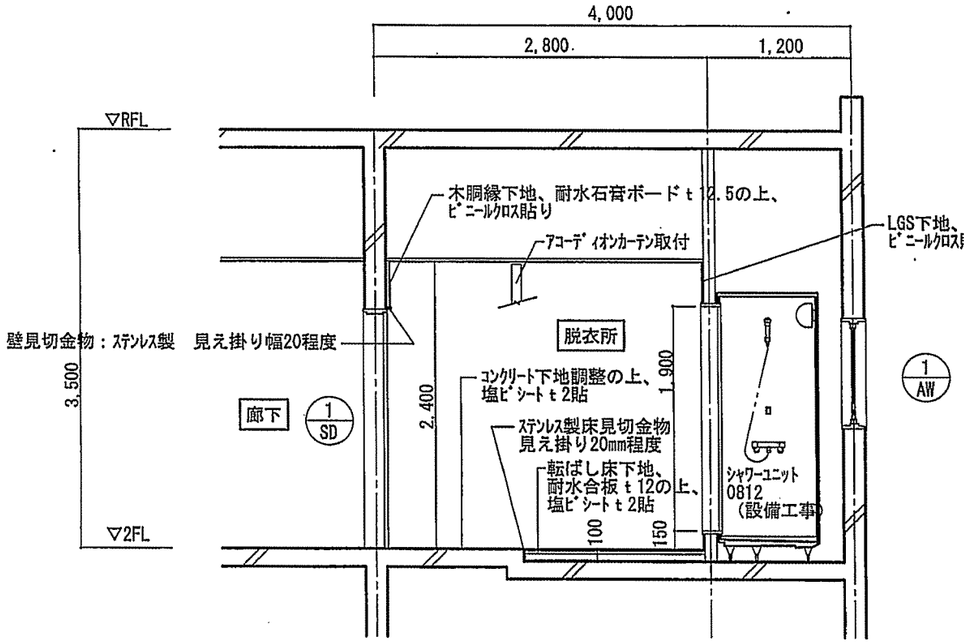
設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所平面図	図面番号 A-11



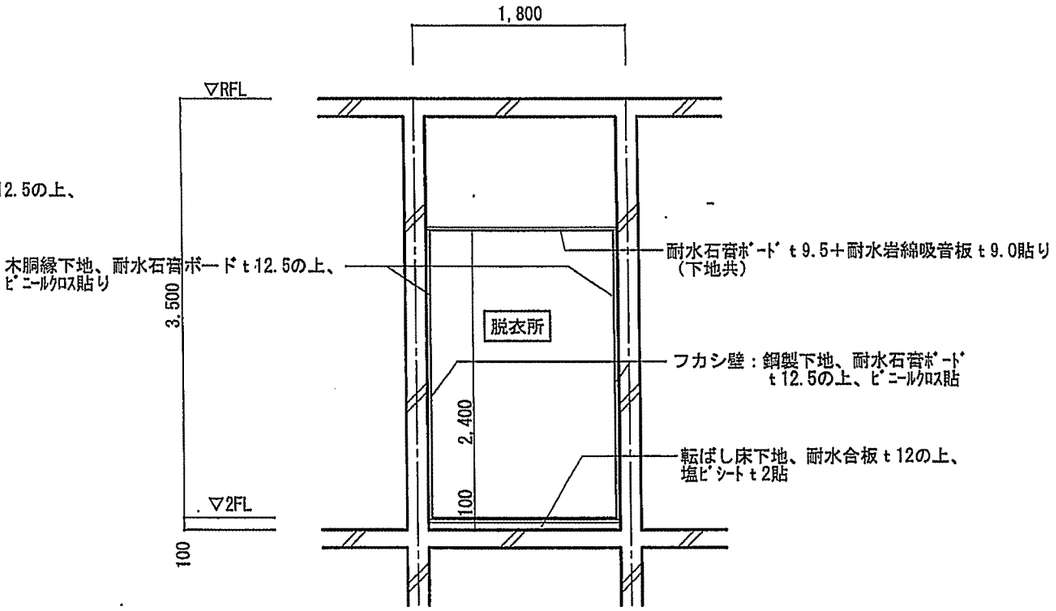
既存ア　ア’断面図



既存イ　イ’断面図



改修ア　ア’断面図



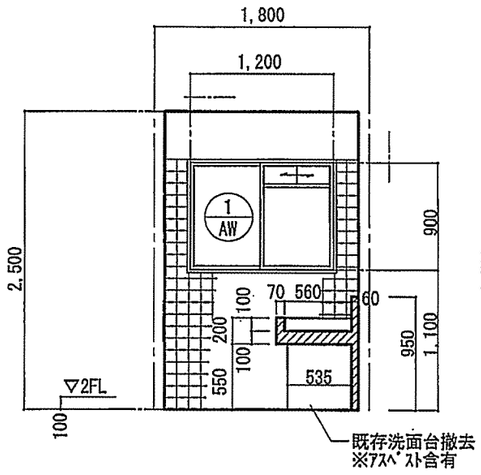
改修イ　イ’断面図

自衛隊熊本病院総務部管理課

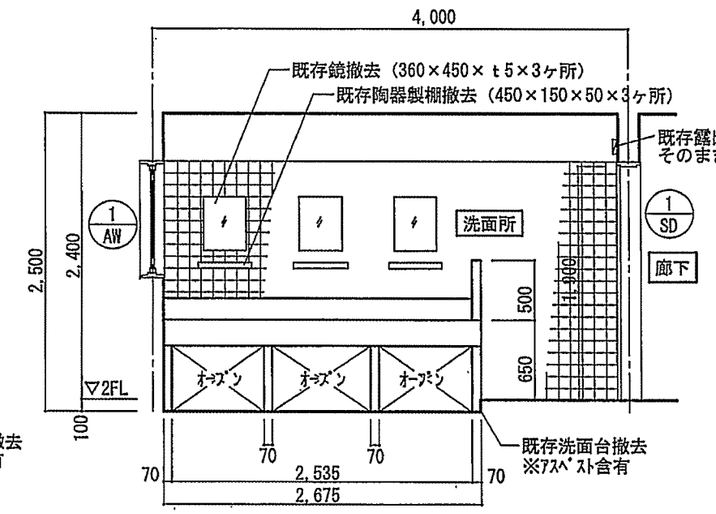
設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所平面図	図面番号 A-12

既存展開図

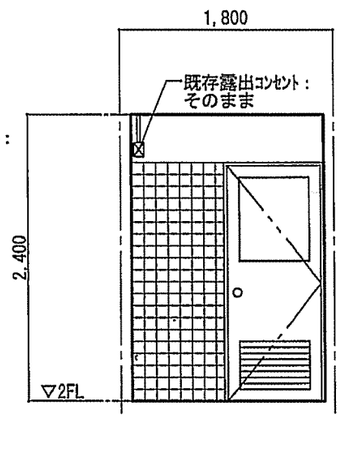
S=1/50



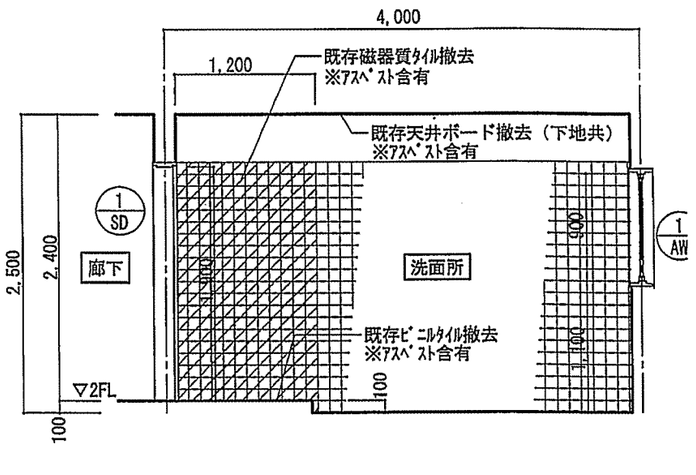
A展開図



B展開図



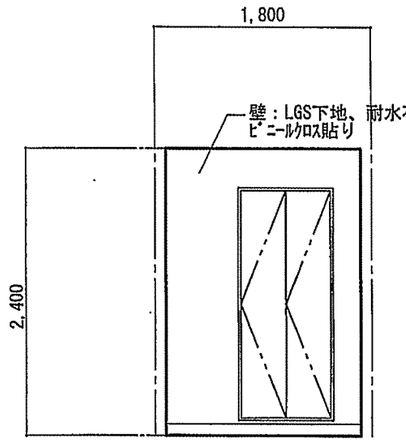
C展開図



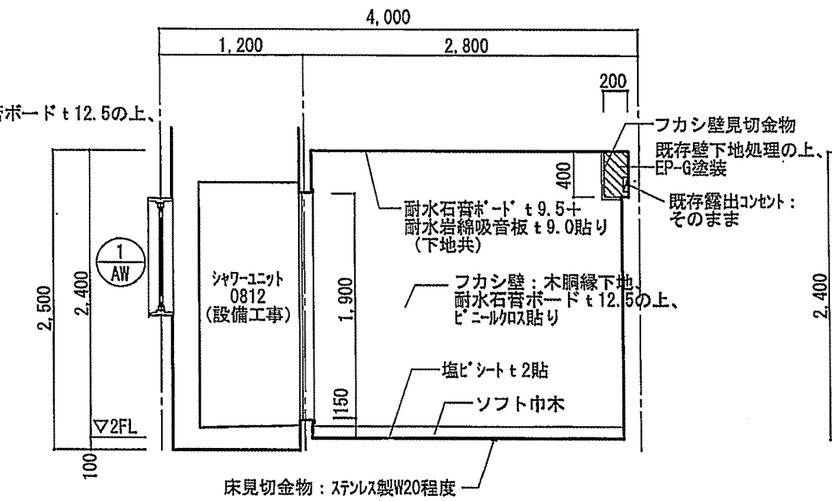
D展開図

改修展開図

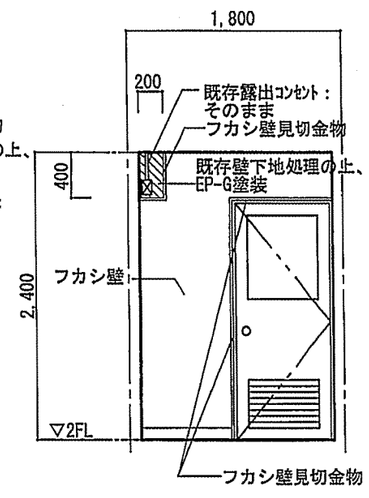
S=1/50



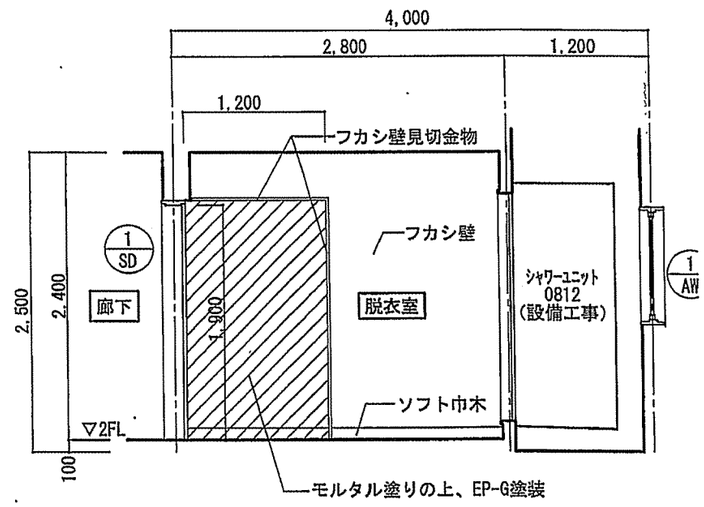
A展開図



B展開図



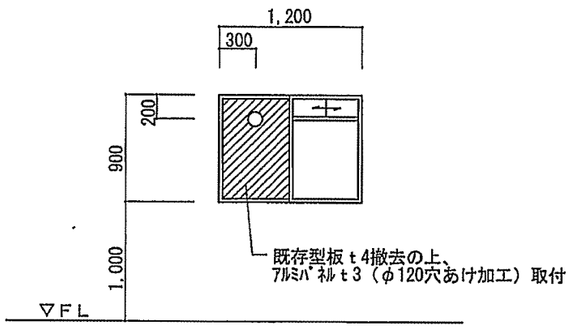
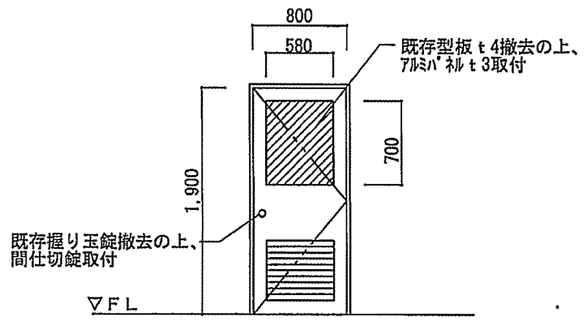
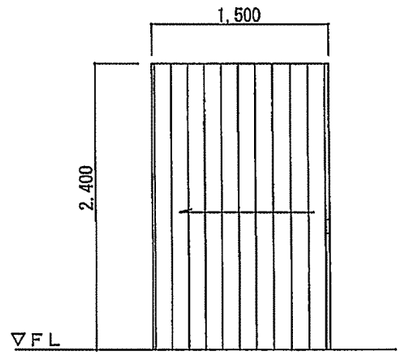
C展開図



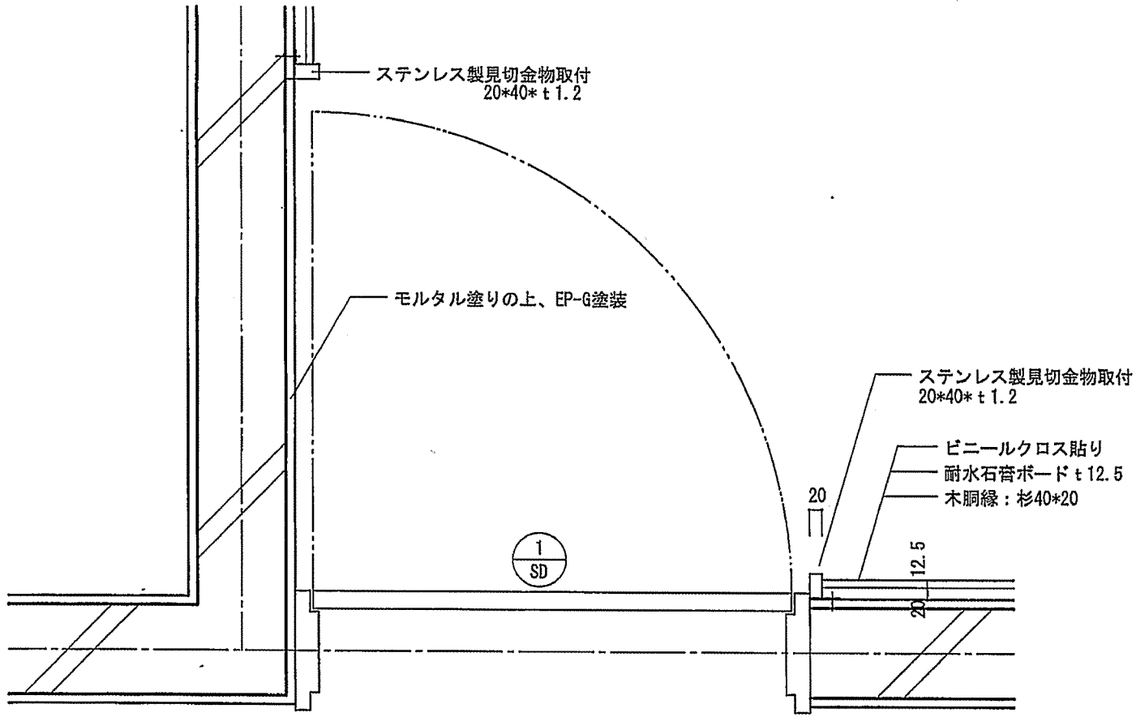
D展開図

自衛隊熊本病院総務部管理課

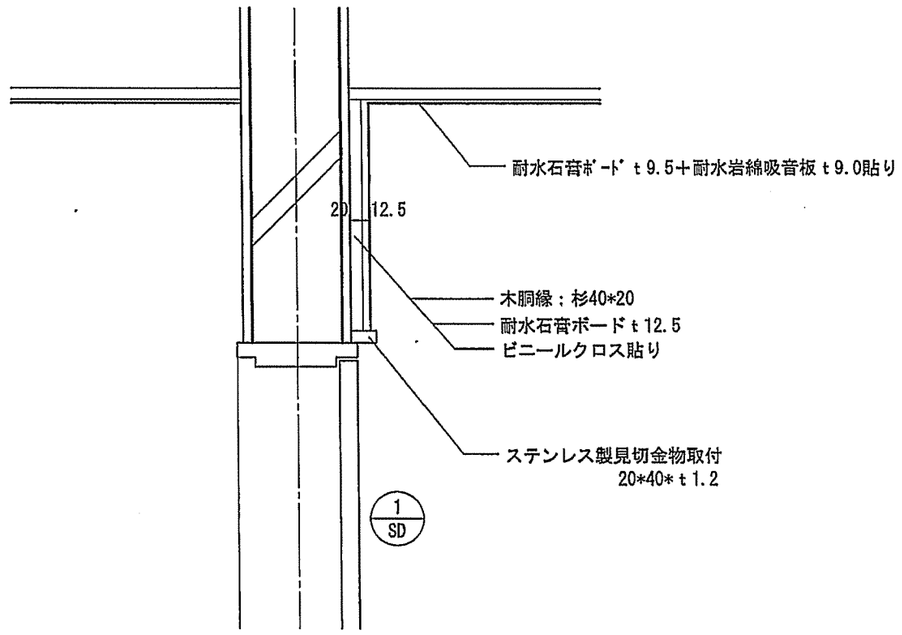
設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所展開図	図面番号 A-13

符号・数量	(1/AW) アルミ製引違い窓 1ヶ所	(1/SD) 片開き戸 1ヶ所	片開きアコーディオンカーテン（タチカワ　アコーディオンカーテンメイト同等） 1ヶ所
姿　図			
室　名	洗面所	前室	脱衣所
見　込	７０	１１０	
仕　上	カラーアルミ　既存のまま	スチール焼付塗装　既存のまま	塩化ビニル樹脂製
硝　子	既存型板ｔ4撤去の上、ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙｔ3（φ120穴あけ加工）取付	既存型板ｔ4撤去の上、ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙｔ3取付	
金　物	既存のまま	既存握り玉錠撤去の上、間仕切錠取付	アルミ製レール　　標準引手
備　考			付属金物一式

フカシ壁見切金物詳細図（平面図）　S=1：10

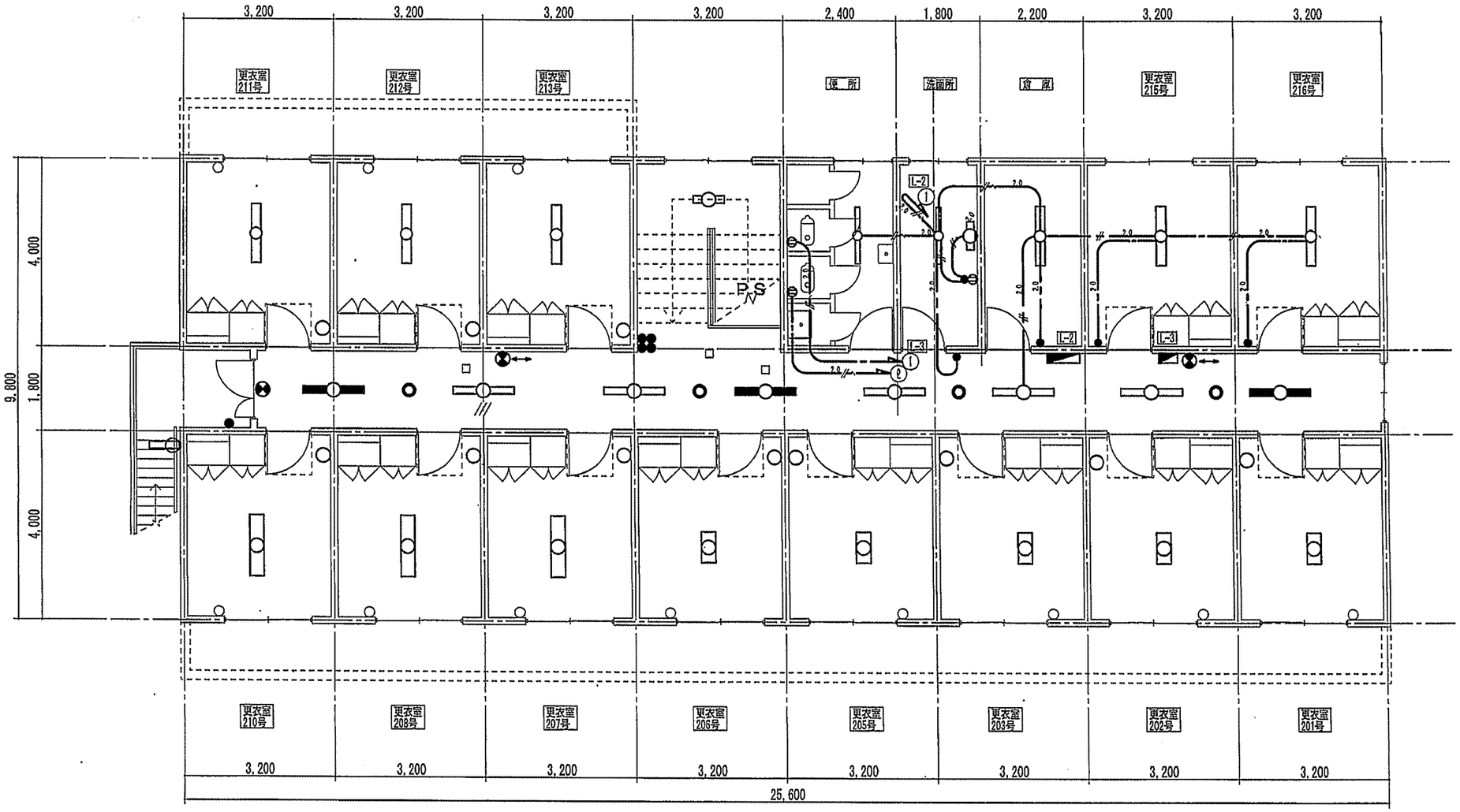


フカシ壁見切金物詳細図（断面図）　S=1：10



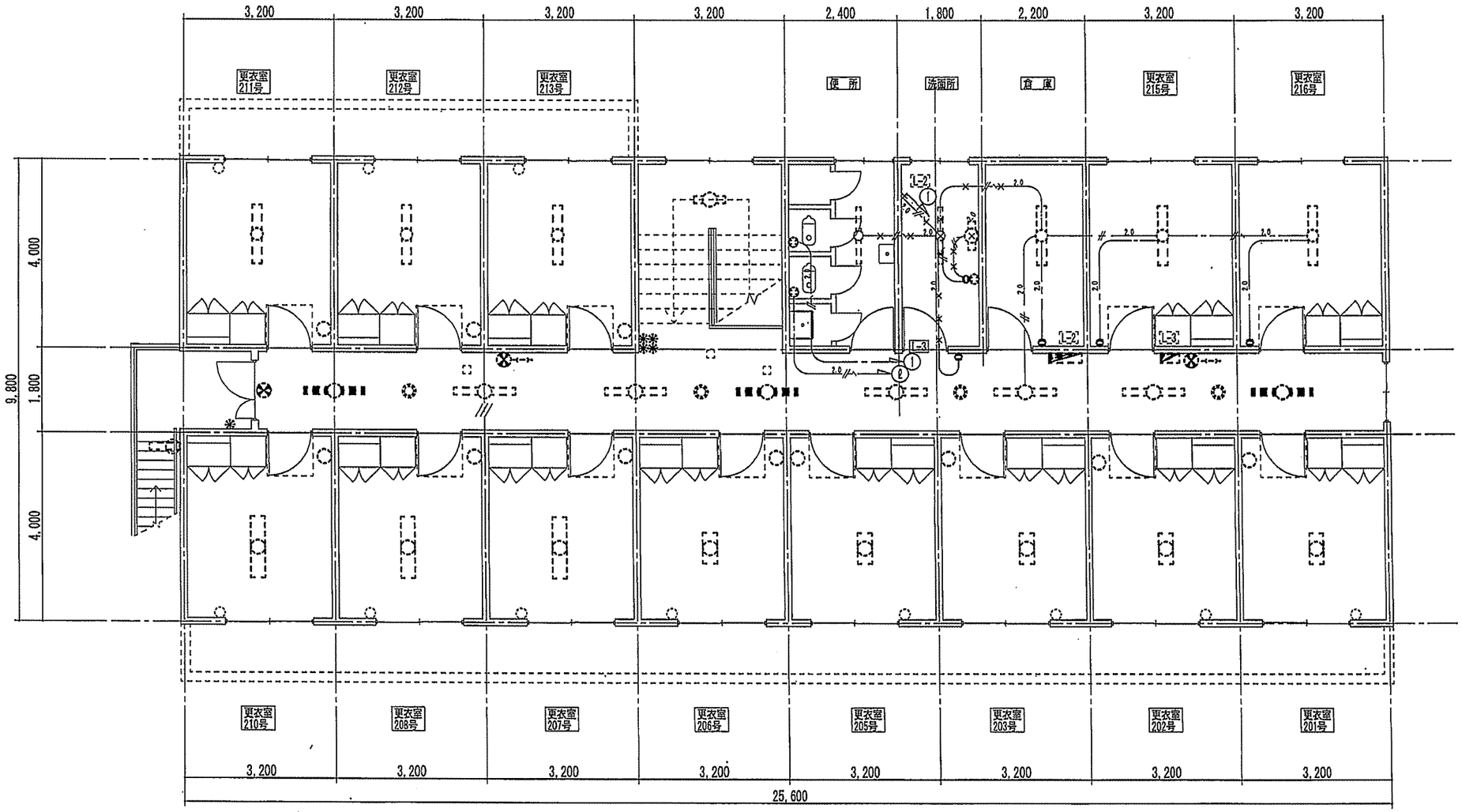
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/10,1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 建具表・雑詳細図	図面番号 A－14



自衛隊熊本病院総務部管理課

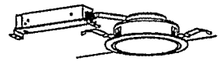
設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所廻り　現況配線図	図面番号 EP-01



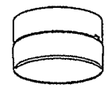
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3： 1/100	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所廻り　器具配線撤去図	図面番号 EP-02

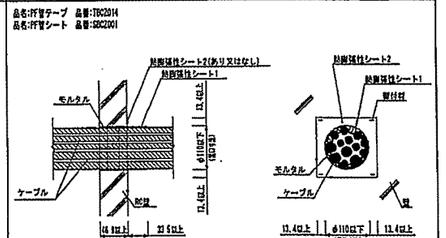
A	ダウンライト 150形	B	シーリングライト 60形電球1灯器具相当	PF管・ケーブル貫通（壁・丸穴）	認定番号(PS06WL-0297)

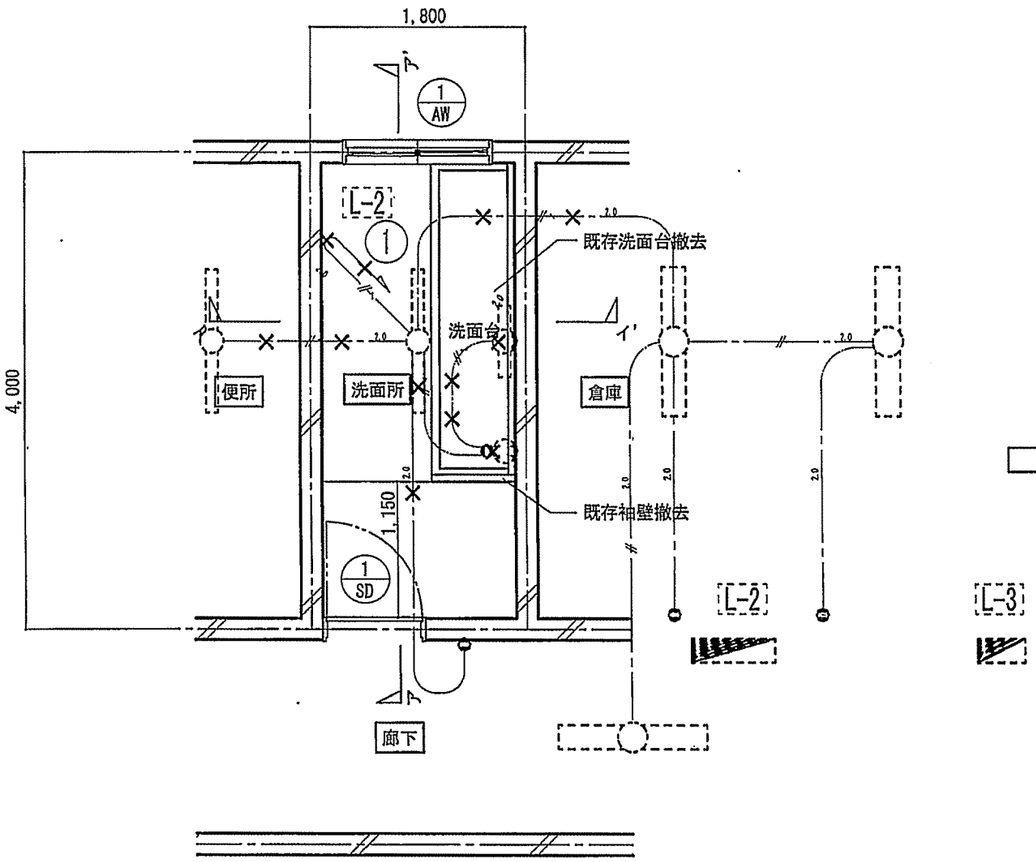


LED内蔵、電源ユニット内蔵、拡散タイプ、一般光色タイプ
光源追完角150度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%）
5000K、Ra86
器具光束16701m、消費電力11.8W、電圧100~242V
反射板（上部）：プラスチック（ホワイト）
反射板（下部）：鋼板（ホワイトつや消し仕上）
枠：鋼板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150
XND1569RNDLE9 同等品

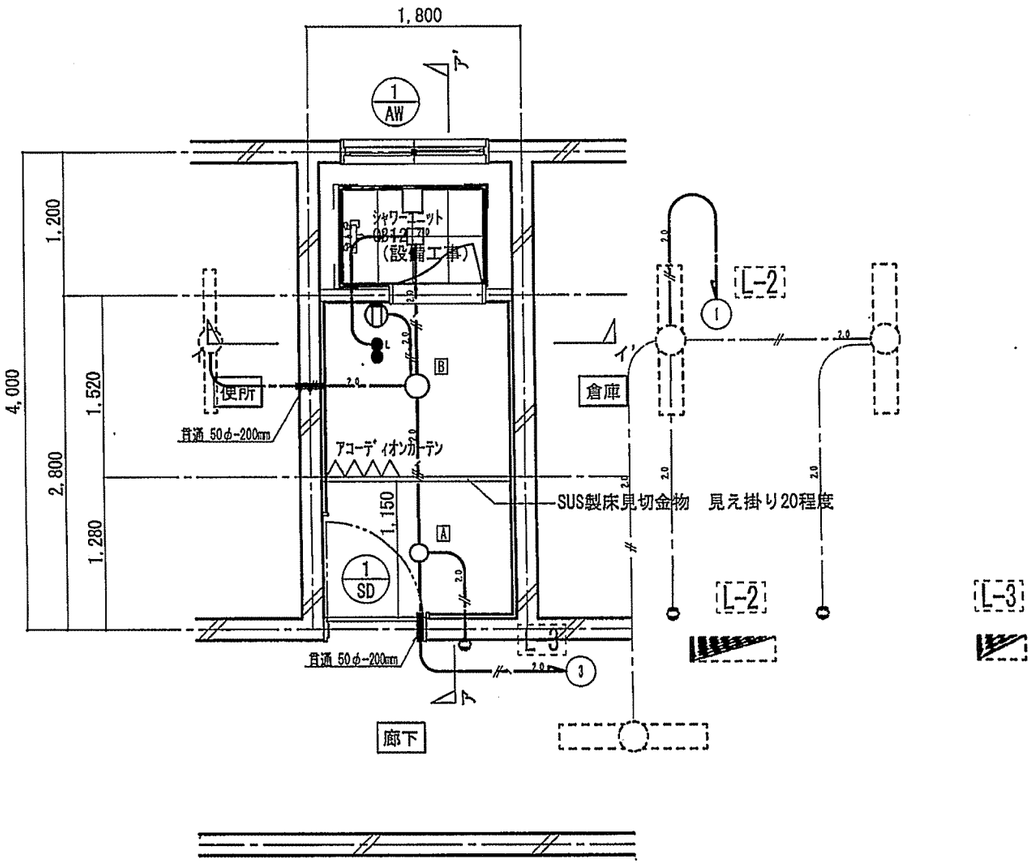


LEDフラットランプ670 クラス500 1灯（口金GX53-1）
昼白色（5000K）、Ra83
器具光束4401m、消費電力6W、電圧100V
拡散タイプ、天吊既付型・壁既付型、防雨型、ネジ込み方式
プラスチック（ホワイト）、カバー：アクリル（乳白）
光源寿命40000時間（光束維持率70%）
XLGE5003CE1 同等品





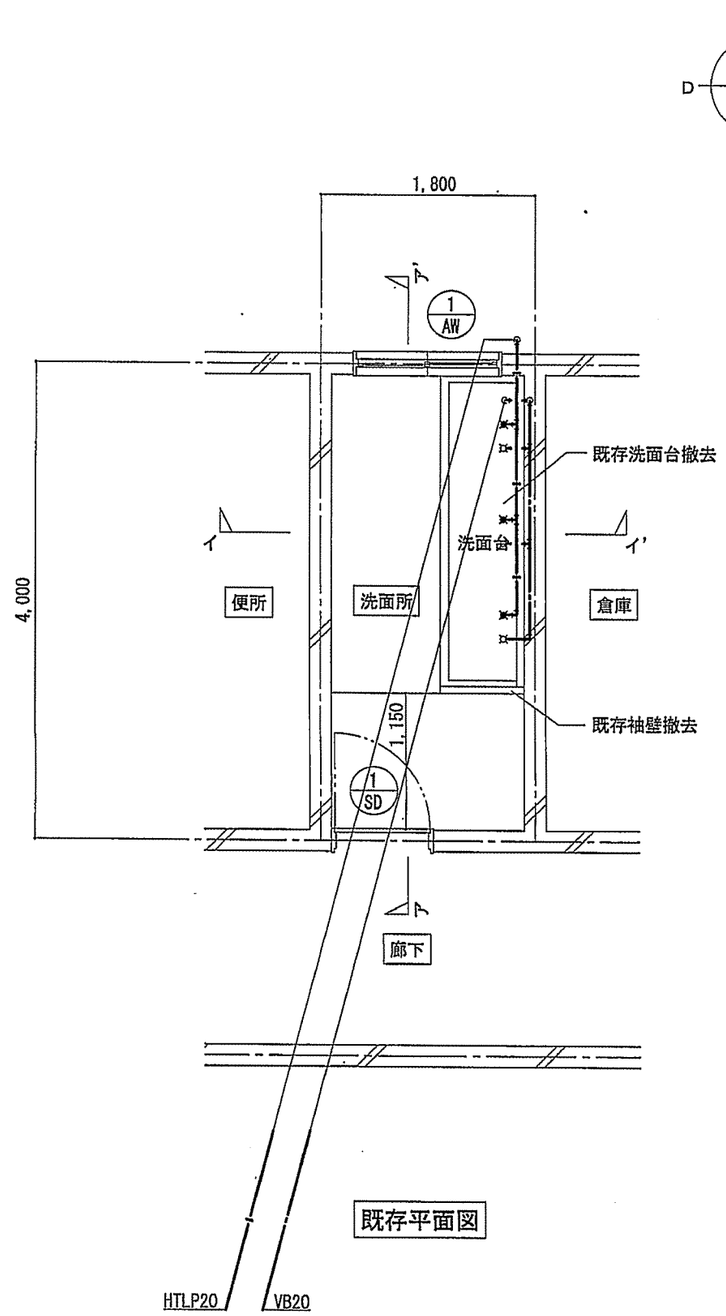
既存平面図



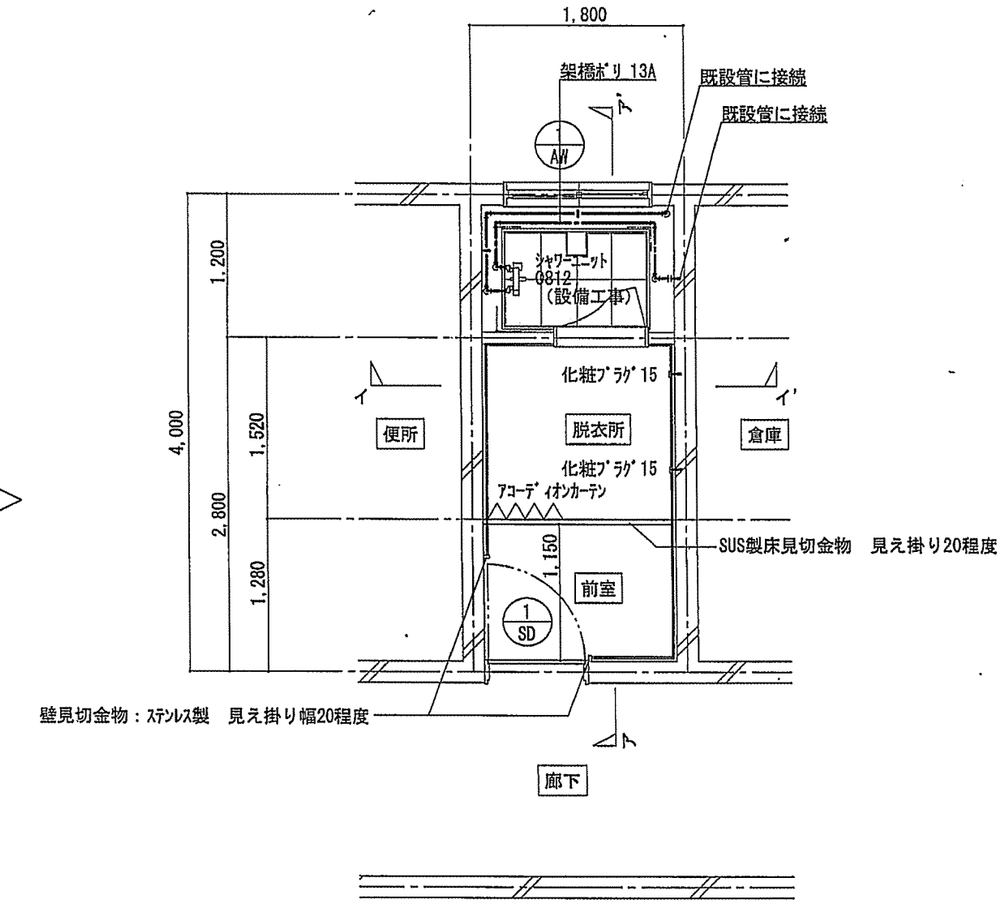
改修平面図

自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称	設計番号
2026.10.2				2号館女子便所等改修工事	
縮尺	製図	担当	承認年月日	図面名	図面番号
A3： 1/50				2号館 2階洗面所 電気設備図	EP-03



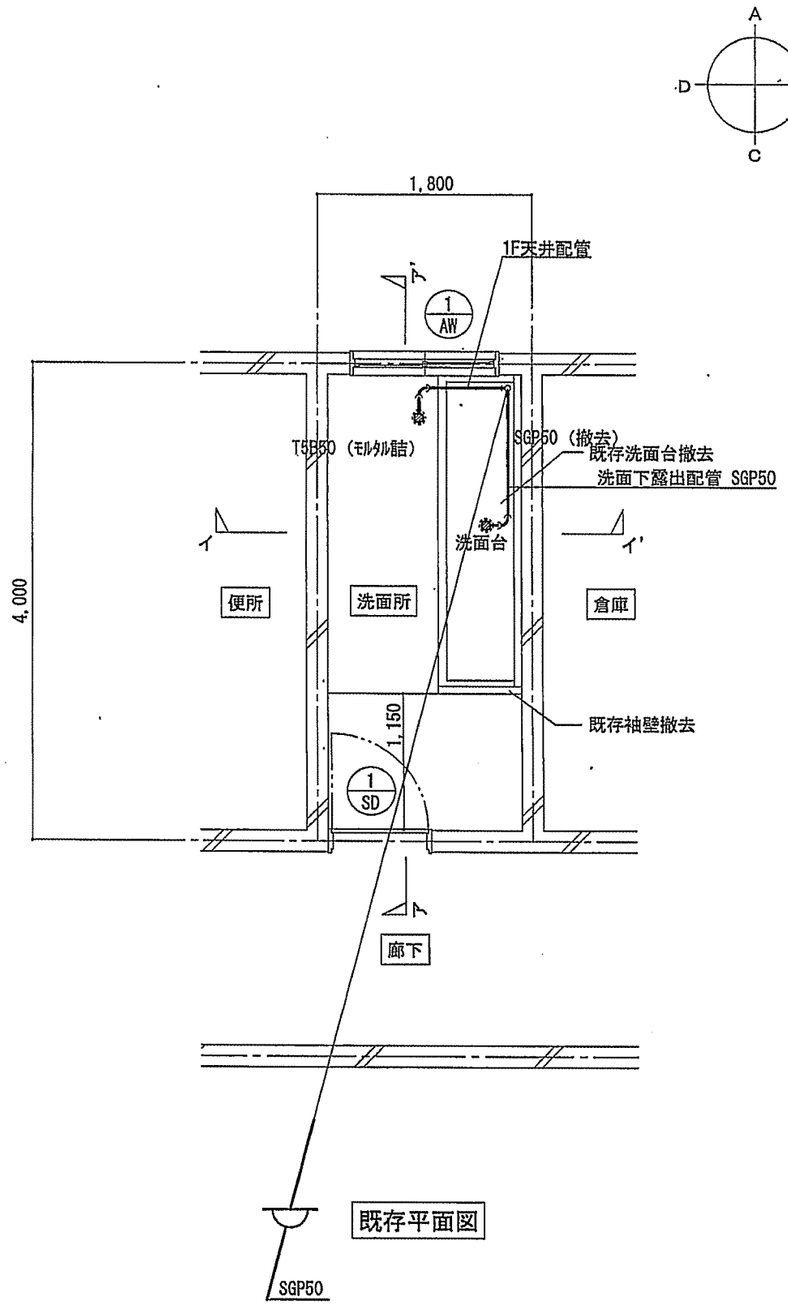
既存平面図

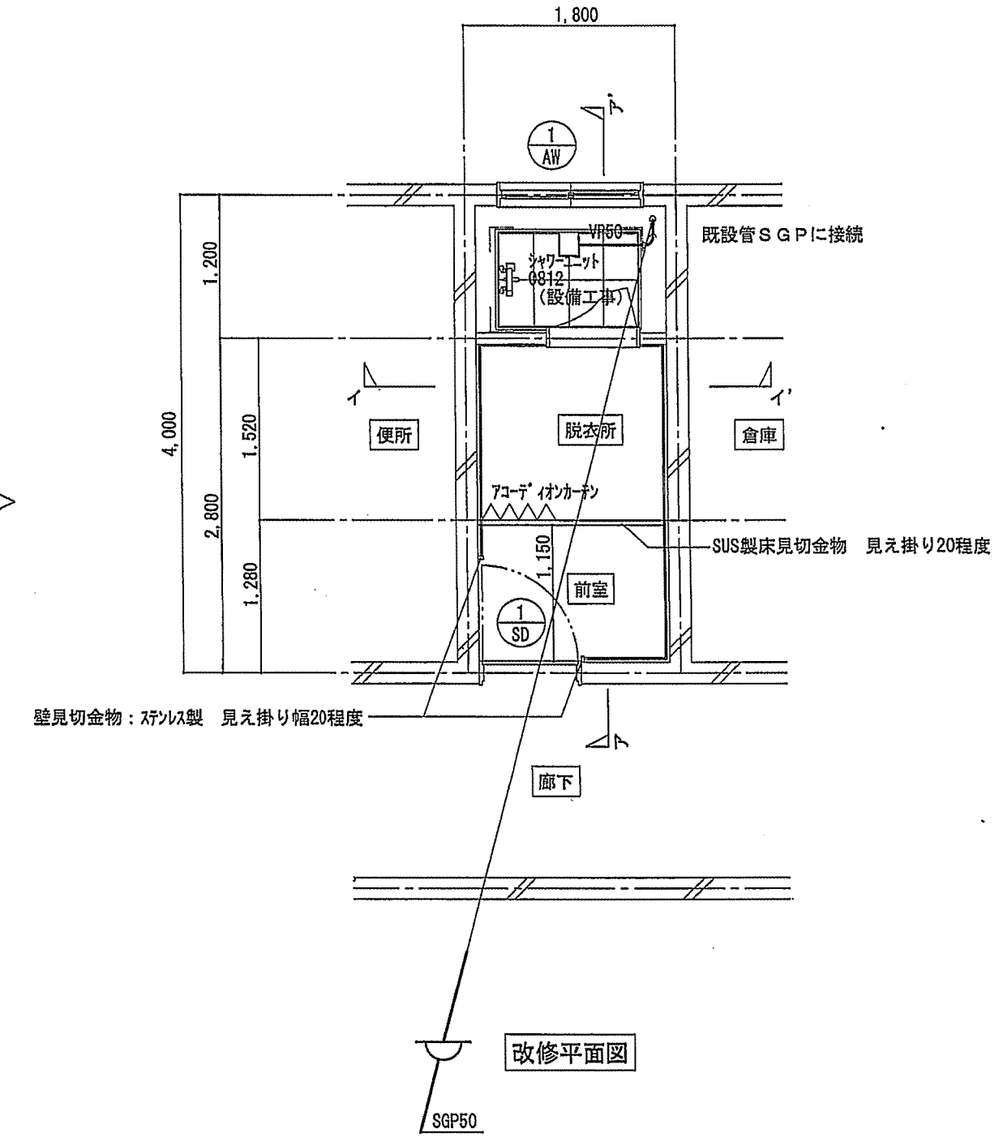


改修平面図

自衛隊熊本病院総務部管理課

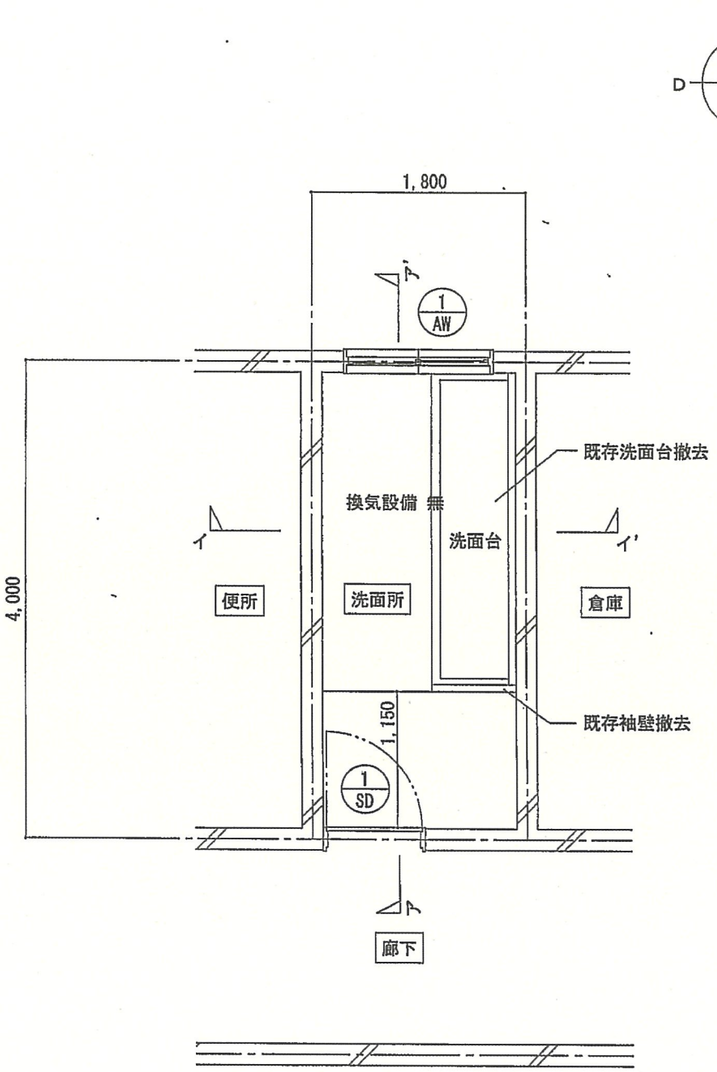
設計年月日 .2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所　給水・給湯設備図	図面番号 EP-04



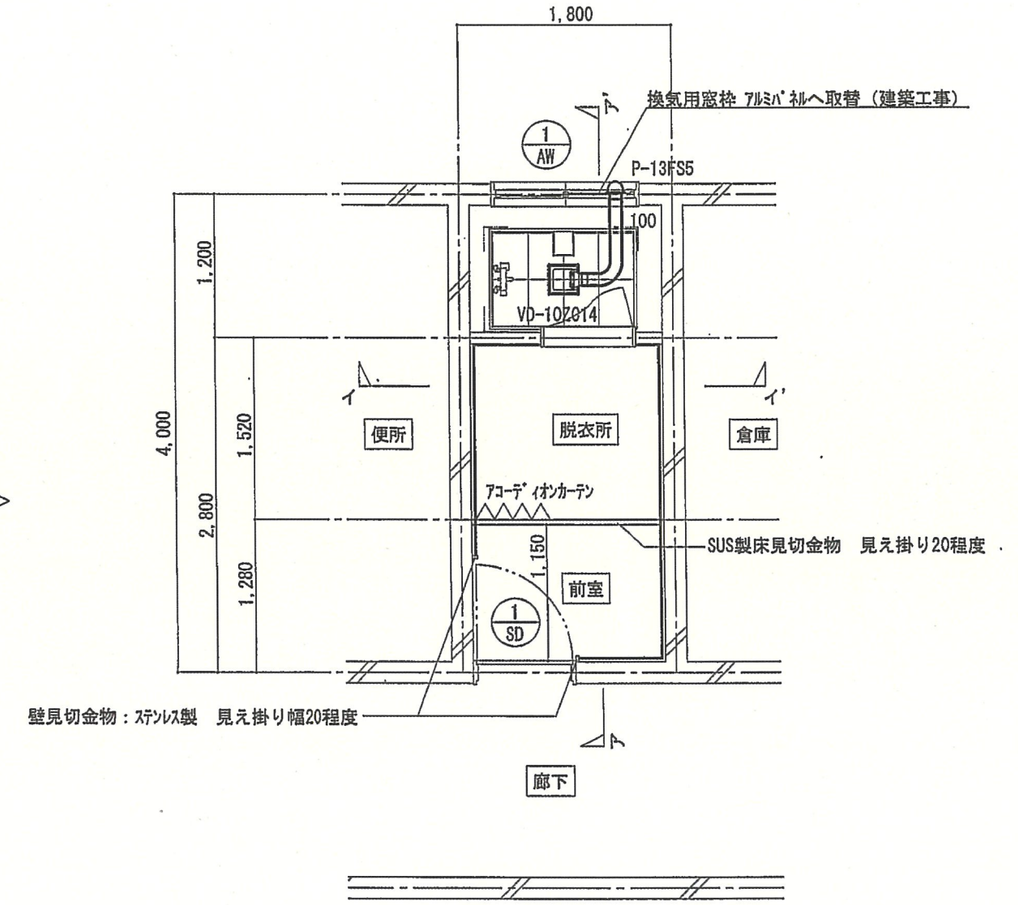


自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所　排水設備図	図面番号 EP-05



既存平面図



改修平面図

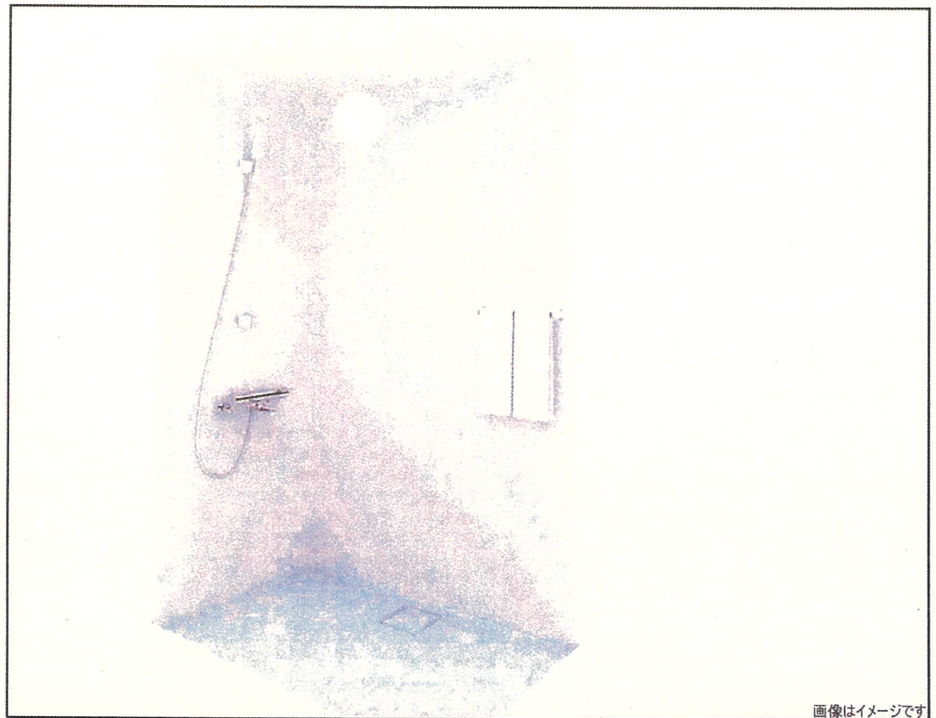
自衛隊熊本病院総務部管理課

設計年月日 2026.10.2	設計	検図	承認印	工事名称 2号館女子便所等改修工事	設計番号
縮尺 A3：1/50	製図	担当	承認年月日	図面名 2号館　2階洗面所　換気設備図	図面番号 EP-06

自衛隊熊本病院2号館 2階洗面所改修工事

参考型番：JSV0812UL

TOTO

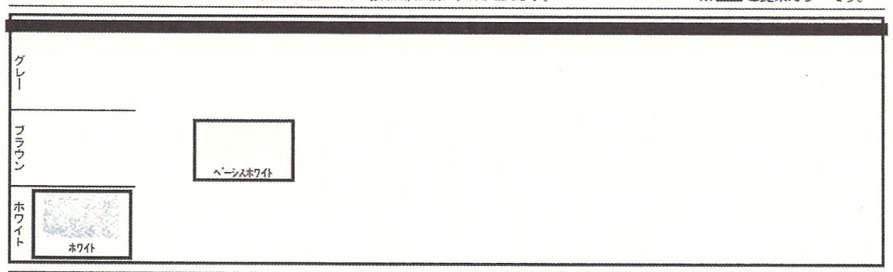


画像はイメージです

Color Variation

注：隣り合う壁パネルの接合部は柄にずれが生じます。

※□ご提案カラーです。



JSV0812ULW6**　　IKA01

翌朝にはカラッとさわやか

カラリと乾く床だから清潔で気持ち良い



床表面に刻まれたパターンが水の流れを誘導。
どんどん水が引いていきます。

お手入れカンタン

壁（HQパネル）ならサッとひと拭き



汚れがついた場合でも落としやすいので、
手間なくラクラクきれい。



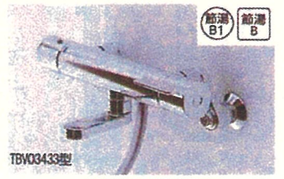
錆びない積層構造で丈夫で長持ち。

ドア



折戸（アイボリー）＜換気口開放固定＞

シャワー水栓



サーモスタット水栓金具

シャワーヘッド



スプレーシャワーS

換気

別途手配

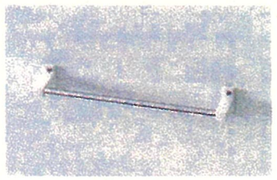
換気開口（口177）

照明



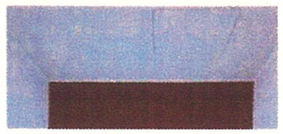
半球形照明（LEDランプ）（電球色）

タオル掛け



タオル掛け［ホワイト］L=300

天井



平天井

Tetra　●商品は印刷のため実際の色とは多少異なっております。●商品によっては、改良などにより仕様、寸法、カラーなどに変更が生じる場合がございます。●本紙掲載の写真はイメージとなります。●商品の価格・納期に関してはお見積をご確認ください。ご注文の際は改めて、お見積・カタログにてご確認ください。

自衛隊熊本病院

設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称	設計番号
2026.09.08				自衛隊熊本病院2号館2階洗面所改修設計業務	
縮尺	製図	担当	承認年月日	図面名	図面番号
N-Scale				2号館　2階洗面所　シャワーユニット提案図	EP-07